

産業能率大学紀要

第46巻 第2号
2026年 2月

論文

温室効果ガス排出権取引に係る税務上の取扱いの一考察
—トレーディング目的で保有される短期売買商品等を中心に—

臼倉 真純 ……………1

論文

『マズロー心理学におけるスピノザのプレゼンス』
—必然性と自由の内在：マズローの超越心理学におけるスピノザの哲学的遺産—

永山 祐輔 ……………19



産業能率大学紀要執筆要項

1. 投稿資格

次の条件を満たすものとする。

- (1) 産業能率大学情報マネジメント学部・経営学部および自由が丘産能短期大学の専任教員を原則とする。
- (2) 共著の場合には、少なくとも一名は、上記(1)の資格を有するものであること。
- (3) 本務校を持たない産業能率大学情報マネジメント学部・経営学部および自由が丘産能短期大学の兼任教員。
- (4) 上記 (1)、(2)、(3) 以外で、紀要審査委員会が適当と認めた者。

2. 投稿原稿の種類および原稿の量

原稿は、邦文もしくは欧文の、他の刊行物に未発表のもの、二重投稿ではないもので、論文、研究ノート、報告その他のいずれかに該当するものに限る。

ただし、本学教育研究の発展に資するものとして

- (1) 本学「大学 特別個人研究・共同研究」に採用された研究成果をもとに発展させた内容
- (2) 本学附属施設で発行している年報等に掲載の論文、報告をもとに発展させた内容

の (1) (2) のいずれかにおいて投稿できるものとする。

但し、(2) については、当該附属施設長（研究所長、センター長）の推薦があるものに限る。各原稿については、以下のとおりとする。

(1) 研究論文

- ・研究論文の内容・形式に則ったもの。
- ・原稿量は 12,000 字～ 20,000 字以内（図、表、写真等を含む）を目安とする。

(2) 研究ノート

- ・「研究論文」の作成過程における中間的成果物に相当する論考、資料解析など
- ・原稿量は 10000 字～ 15000 字以内（図、表、写真等を含む）を目安とする。

(3) 事例研究

- ・本学の教育開発、改善、実施に係る事例研究等をもとに発展させたもの
- ・原稿量は 10000 字～ 15000 字以内（図、表、写真等を含む）を目安とする。

(4) 報告、その他

- ・本学の教育開発、改善、実施に係る調査報告等をもとに発展させたもの
- ・原稿量は 10,000 字以内（図表、写真等を含むが文章を中心とする）を目安とする。

なお、上記 (1)～(2) における欧文原稿の量については、別途示す。

3. 原稿の構成、及び体裁

原稿には、次のものを含むこと。

- (1) 邦文および欧文の表題。
- (2) 邦文および欧文で書かれた執筆者名
- (3) 論文と研究ノートの場合は 150 語程度の欧文抄録。

4. 表記

- (1) 原則として、常用漢字、現代かなづかいを用いる。

(2) 表題の脚注

- (a) 学会等に発表している場合には、「本論文は、学会名、講演会名、発表日、場所、において発表した。」というように注記する。
- (b) 原稿受理日は、事務的に入れる。

(3) 章、節などの記号

章の記号は、1. 2. ……、節の記号は、1. 1.、1. 2 ……、2. 1.、2. 2 ……のように付ける。

(4) 脚注

本文中に注記をする場合は、肩付数字をつけ、注記文は一連番号をつけ、本文の最後にまとめる。

[例] <本文> ……価格理論の一部として、取り扱われていることになり (1) ……

<注記> (1) 価格理論では、このことを特に「機能的分配の理論」と呼んでいる。

(5) 文献の引用

- (a) 文章中に文献を引用する場合は、著者名、続いて文献の発行年度を〔 〕で囲む。

[例] Minsky と Papert [1969] のパーセプトロンでは……

- (b) 文章の外で文献を引用する場合は、著者名、発行年度を〔 〕で囲む。
 [例] 関係完備制が証明された [Codd 1971a]
 Example [von Neumann and Morgenstern 1944]
- (c) 同一著者、同一年度の文献を複数引用する場合は、発行年度の次に a,b ,……と一連の記号を付ける。
 [例] 岩尾 [1979a] は、すでに述べた…
- (6) 参考文献
 参考文献は、原稿の最後に和文誌（著者姓の五十音順）、英文誌（著者姓のアルファベット順）分けて列挙する。書誌記述は、単行図書の場合は『著者名：書名、出版社、出版年、（その単行図書の一部を引用する場合には）ページ』の順に記述する。雑誌の場合は、『執筆者名：表題、雑誌名、巻（号）、出版年、ページ』の順とする。
- (a) 和書の場合
 [例] テイラー、F.W. 著 上野陽一訳編：科学的管理法、産業能率短期大学出版部、1969
- (b) 洋書の場合
 [例] Ablial,J.R.：Data Semantics, Proc.IFIP Working Conference on Data Base Management, NorthHolland, 1974, pp.1-60
- (c) 和雑誌の場合
 [例] 小田稔：マイクロ波の朝永理論、科学、49（12）, 1979, pp.795-798
- (d) 洋雑誌の場合
 [例] Kipp, E.M.：Twelve Guides to Effective Human Relations in R. & D.Research Management,7(6), 1964, pp.419-428
- (7) 図・表
 (a) 図や表には、それぞれ一連番号（1, 2・・・）を付し、図表の上に題を必ず付ける。ただし、図と表を区別せず、図表1, 2・・・と一連番号を付しても良い。
 (b) 出典および注記事項があれば図表の下に記す。
5. 投稿方法、及び期日
 完成原稿をメール添付にて事務局宛に送付する。手書きは不可。なお、セキュリティ上、パスワードを設定し、送信履歴を残す。
 9月刊行の号は4月上旬、2月刊行の号は9月中旬を締め切りとし、提出期限は別に定める。ただし、投稿は随時受け付ける。
6. 投稿原稿の審査
 投稿原稿は、査読者が審査を行う。紀要審査委員会は、投稿原稿の審査可能な専門知識並びにスキルを有する査読者を、紀要審査委員・紀要審査小委員会メンバーの中から選任する。ただし、投稿原稿のテーマによっては当該委員会以外のものに原稿の査読を依頼することがある。
 査読者は、掲載の適否ならびに、掲載原稿の条件を決定し、最終的に紀要審査委員会が決定する。また、その審査の過程において、査読者が加筆、修正が必要と判断した場合には、一部の書き直しを要求する場合がある。
7. 著作物の電子化と公開許諾
 本誌に掲載された著作物の著作権は執筆者に帰属するが、次の件は了承される。
 (1) 執筆者は、掲載著作物の本文、抄録に関して紀要審査委員会に「電子化公開許諾書」を提出し、著作物の電子化及び公開を許諾するものとする。共著の場合は、すべての執筆者の提出が必要である。
 (2) 上記により難しい場合は、紀要審査委員会に相談する。
8. 掲載論文の別刷
 掲載された論文1編につき、本誌1部、別刷50部を無償で執筆者に贈呈する。別刷50部以上は有料とする。

(1991.6.5)

(1994.7.6 改正)

(2003.1.7 改正)

(2003.9.17 改正)

(2013.4.29 改正)

(2015.4.24 改正)

(2021.9.13 改正)

(2024.6.12 改正)

温室効果ガス排出権取引に係る税務上の取扱いの一考察
—トレーディング目的で保有される短期売買商品等を中心に—

A Consideration of the Tax Treatment of Greenhouse Gas Emissions Trading:
Focusing on Commodities Held for Trading Purposes

臼倉 真純

Masumi Usukura

Abstract

This paper examines the taxation of greenhouse gas emission rights trading. It particularly focuses on transactions conducted for trading purposes as part of commodity investments. First, the paper provides an overview of emissions trading and notes that investing in emissions allowances can be a type of commodity investment. Next, it compares how the holding of emissions allowances in order to profit from short-term market price fluctuations is treated in accounting under corporate accounting standards and the Corporation Tax Act. This comparison highlights issues unique to emissions trading.

0. はじめに

日本政府は、エネルギーの安定供給・経済成長・排出削減の同時実現を目指す「GX（グリーン・トランスフォーメーション）」を推進しており、その実現に向けて10年間で150兆円超の官民GX投資を実現するとしている。具体的には、令和5年度に成立した「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」及び同7年2月に閣議決定した「GX2040ビジョン」に基づき、「成長志向型カーボンプライシング（CP）構想」が進められている最中であり、その一環として、温室効果ガスに係る排出権取引制度「GX-ETS」が令和8年度から本格稼働することとなっている。これは、一定規模以上の温室効果ガスの排出を行う事業者を対象に排出権取引制度への参加を義務化するものであるが、今後ますます排出権に関する取引が注目されることになろう。

ところで、すでに排出権やカーボン・クレジットは市場における取引対象と認識されており、市場規模も徐々に拡大しつつある。そこでは自社利用のための排出権等の購入のみならず、流動的な市場を前提に短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的の取引も存在する。こ

のように、排出権等がいわゆるコモディティとしての取引対象にもなっている中⁽¹⁾、それらの税務上の取扱いについて検討した論稿は必ずしも多くないように見受けられる。そこで本稿では、排出権取引に係る税務上の取扱いの考察として、特にトレーディング目的で保有され、法人税法上の短期売買商品等に該当する場合を中心に検討することとしたい。

1. 排出権取引

1.1 カーボンプライシング

上記のとおり、政府は「成長志向型カーボンプライシング（CP）構想」を進めている。「カーボンプライシング（CP）」とは、企業などが排出する炭素（カーボン）に価格を付け、排出量に応じた金銭的負担を要求することで炭素排出の削減インセンティブを付与する経済的手法であり⁽²⁾、大別して、炭素税と排出権取引がある。

炭素税は環境税の一種であり、CO₂の排出に対して課される税である。わが国では「地球温暖化対策税」が導入されており、CO₂排出量1トン当たり289円が賦課されている。このほか、令和10年度からは、化石燃料輸入事業者が炭素賦課金（化石燃料賦課金）を支払う制度が開始予定である。

排出権取引とは、一定量の温室効果ガスを排出できる権利（排出権）を取引するものである⁽³⁾。企業は、自社の取組みによって温室効果ガスの排出量を削減するほか、外部から排出権やカーボン・クレジットを購入して自社の排出した温室効果ガスと相殺することで、実質的にカーボンニュートラルを実現することが可能となる。

1.2 排出権取引の仕組み

排出権取引市場は、国や地方自治体が主導する市場と、民間主導の取組みによる市場の2つが存在する。この点、国や地方自治体が一定の規制の枠組みの下で取引を行う市場を「コンプライアンス市場」と呼び、日本政府が主導する「GX-ETS」のほか、東京都や埼玉県がそれぞれ運営していた制度などがある。これに対して、民間企業等が自主的な取組として取引を行う市場を「ボランタリー市場」と呼ぶ。

また、排出権取引には「キャップ&トレード型」と「ベースライン&クレジット型」とがある。キャップ&トレード型では、一般的に主体となる政府等が排出量の制度上の上限（キャップ）を設定した上で、枠組みの参加企業に対して排出を可能とする枠（排出権）を有償又は無償で割り当て、企業がそれを市場で取引する。これに対して、ベースライン&クレジット型は、排出者である企業等が目安とされる水準よりも排出量を削減できたことを評価し、これをクレジット化して取引を行うものである。

令和8年度から本格導入される予定のGX-ETSは、キャップ&トレード型の排出権取引で

ある。これに対して、平成 25 年度から運用されている「J-クレジット」はベースライン&クレジット型の制度であり、同制度によれば、省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの利用などによる CO₂ 等の排出削減量、適切な森林管理による CO₂ の吸収量をクレジットとして国が認証し、参加企業が売買している。J-クレジットは、東京証券取引所が開設するカーボン・クレジット市場で売買することが可能となっており⁽⁴⁾、近年利便性が向上している。

1.3 コモディティとしての側面

このように、キャップ&トレード型の枠組みの中で排出権を取引する制度や、ベースライン&クレジット型によって削減評価をクレジット化して取引するものなど今日の排出権取引は多種多様であるが、いずれにしても市場において価格が付され経済的な取引対象とされている点は共通する。昨今、排出権取引が広く一般化しつつある中で、今後より一層市場が成熟すれば、利ザヤ目的で排出権をコモディティとして売買するようなケースも増えてくることが予想されよう。

ところで、コモディティ (Commodity) とは一般に「商品」を意味する言葉であるが、経済学においては完全または実質的に代替性を有する物品を指す。すなわち、コモディティは誰が生産したかに左右されずに市場において同等な物品として扱われ、具体的には、金・銀・白金などの貴金属や原油・ガスなどのエネルギー、小麦・大豆・とうもろこしといった穀物などが該当する。コモディティには国際的な巨大市場が存在することが多く、例えば金の市場であるロンドン市場や穀物市場としてのシカゴ商品取引所、原油先物を取り扱うニューヨーク・マーカンタイル取引所などが有名である。

このように、完全または実質的に代替性を有する性質上、コモディティの価値は誰にとっても平等となるところ、キャップ&トレード型の枠組みの中における排出権についてはコモディティ該当性を否定し得ないものと解される。なぜなら、ある企業 A にとっての排出権 (排出削減量に応じた枠) は別の企業 B にとっても同等の価値を有するものであり、誰がどのようにその排出権を創出したかという主観的要素は考慮されない。排出権の市場規模は金地金のそれと比べれば遥かに小さく、世界共通の市場が円熟しているわけではないが、少なくとも参加しているキャップ&トレード型の枠組みの中では、排出権 (枠) は完全な代替性を有しているといつてよいのではなかろうか。そうであるとすると、キャップ&トレード型の排出権は市場において自由な取引対象となり、コモディティとしての性質を付与され得るものと考えられる。

これに対して、J-クレジット制度に見るようなカーボン・クレジットの場合にはやや趣が異なるかもしれない。前述のキャップ&トレード型の枠組みの中での排出権は、いわば排出削減量に応じた単なる「枠」であるのに対して、カーボン・クレジットではプロジェクト

ごとの評価が介在するためである。

例えばJ-クレジット制度では、プロジェクトごとにどのような温室効果ガス排出削減・吸収事業を実施しているかなどが問われる。具体的には、空調設備を更新して高効率化したことによる温室効果ガスの削減か、太陽光発電設備を設けることで化石燃料を再生可能エネルギーに代替したことによる削減か、計画的な間伐の実施など適切な森林管理を行ったことによる削減かなど、単純にどれほどの量の温室効果ガスを削減等したのかとは異なる視角を含む点が特徴といえよう。すなわち、いかようなプロジェクトに基因した削減等であるのかによってクレジットの価値が異なることとなり、実際の市場においても、温室効果ガスの「除去・吸収系の方法論・プロジェクトのほう削減系よりも価値が高い」と捉えられているという⁶⁾。そのような性格からすると、キャップ&トレード型の排出権のように幅広い取引の対象とはなり難く、実際のところ、カーボン・クレジットの売買に当たってはこれまで相対取引が主流であったといわれている⁶⁾。

もっとも、カーボン・クレジットについても、近年、政府系や民間の取引市場が整備されてきており、これにより当該クレジットが持つ特性（方法論や創出地域など）に応じたカーボン・クレジットの価格が可視化されつつあるという指摘もある⁷⁾。仮に、カーボン・クレジットの特性に応じた評価基準が具現化されれば、市場において一般に流通することも十分あり得るものと捉えておきたい。なお、以下では、排出権とカーボン・クレジットを併せて、単に「排出権等」と呼ぶこととする。

2. トレーディング目的で保有する棚卸資産に関する会計処理

2.1 排出権等の2つの保有目的

企業が排出権等を保有するケースとしては、①自社の排出削減超過枠と相殺するための「自社利用ケース」と、②市場の価格変動を通じて短期的な利ざやを得ることを目的とする「金融投資ケース」が想定される。おそらく、現時点においては自社利用ケースが大半かと思われるが、市場の成熟に応じて金融投資ケースも増加してくるものと思料する。

自社利用ケースの場合は、企業が取得した排出権等は棚卸資産あるいは投資その他の資産に該当すると解され⁸⁾、この場合は、取得原価主義の下で処理することとなる。そして、排出権等を自社の排出量超過分と相殺処理した時点で費用計上することになる。

対して、金融投資ケースの場合にはトレーディング目的で保有する棚卸資産であって、性格としては売買目的有価証券に近いものであると考えられる。本稿では、この場合の会計処理を確認することとする⁹⁾。

2.2 排出権等の取得方法

ところで、排出権等の取得にはいくつかの方法が考えられる。この点、企業会計基準委員会実務対応報告第15号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」3項及び4項では、①他者から購入する場合、②出資を通じて取得する場合、③無償で取得する場合の3つが挙げられている。この点、③としては政府などから排出権等を無償で取得する場合が想定されるが、無償で割り当てられた排出権等をコモディティとして利ザヤ獲得を目的に第三者へ転売することは考え難く、自社利用ケースとすることが通常であると解されるため、本稿では検討対象から除外する。したがって、トレーディング目的で保有する排出権等の取得は、①他者から購入する場合と②出資を通じて取得する場合とが主となろう。②の場合にはプロジェクトなどへ出資した上で、投資先から現金以外の財産の分配（現物の分配）として排出権等が割り当てられることとなる。以下では、①や②の方法によって排出権等を取得し、それらをコモディティとして運用する場合の会計処理を考えることとしたい。

2.3 会計基準

ところで、令和7年現在、トレーディング目的で保有する棚卸資産に関する会計上の取扱いとしては、平成18年7月5日に企業会計基準委員会により公表された企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準⁽¹⁰⁾」（以下「棚卸資産会計基準」という。）と、令和元年7月4日に公表された同基準第30号「時価の算定に関する会計基準」（以下「時価算定会計基準」という。）がある。なお、トレーディング目的で保有する棚卸資産の性格は売買目的有価証券に近いと解されるため、売買目的有価証券の会計処理に準ずるものとされている。したがって、その具体的な適用については、売買目的有価証券が準拠する企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）を参照することとなる（第16項）。

棚卸資産会計基準が公表される以前は、通常の販売目的で保有する棚卸資産とトレーディング目的で保有する棚卸資産について区別する定めはなかったが、同基準においてトレーディング目的で保有する棚卸資産の評価基準が定められ、通常の販売目的で保有する棚卸資産との区別が図られることとなった。その後、時価算定会計基準の公表を受け、トレーディング目的で保有する棚卸資産の時価評価に修正が加わり、現在の取扱いに至っている⁽¹¹⁾。

2.4 時価評価

棚卸資産会計基準15項は「トレーディング目的で保有する棚卸資産については、時価をもって貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額（評価差額）は、当期の損益として処理する。」とし、いわゆる時価評価を定めている（「時価」の意義は後述）。

ここで「トレーディング目的」とは、「当初から加工や販売の努力を行うことなく単に市場

価格の変動により利益を得る」という目的を指すが（60項）、そうした目的で保有する棚卸資産については、「投資者にとっての有用な情報は棚卸資産の期末時点の市場価格に求められると考えられる」ことから、時価をもって貸借対照表価額とすることとされている（同項）。

この場合の「市場」は、「活発な取引が行われるよう整備された、購買市場と販売市場とが区別されていない単一の市場（例えば、金の取引市場）の存在が前提」とされているところ、そうした市場にあっては売買・換金に対して制約がなく、市場価格の変動に当たる評価差額が企業にとっての投資活動の成果と考えられることから、その評価差額は当期の損益として処理されるのである（同項）。

2.5 区分変更

トレーディング目的で保有する棚卸資産の保有目的の区分は、正当な理由がなく変更することはできないものと解される。上記のとおり、トレーディング目的で保有する棚卸資産については売買目的有価証券に準ずるものとされているため、保有目的の区分変更にも制限があると解すべきではなからうか。

この点、移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」80項は「有価証券の保有目的の区分は、正当な理由がなく変更することはできない。」とした上で、保有目的区分の変更が認められるケースを4つ列挙しているが、そのうち、トレーディング目的で保有する棚卸資産に関しては、資金運用方針の変更又は特定の状況の発生に伴って保有目的区分を変更する場合（①）と、法令又は基準等の改正又は適用により保有目的区分を変更する場合（④）が該当するものと思われる。なお、これらの事情により区分を変更する場合には時価により振り替え、評価差額を当期の損益に計上する⁽¹²⁾。

2.6 時価の定義

2.6.1 時価算定会計基準における時価の定義

ここで「時価」とは何かが問題となるところ、時価算定会計基準によれば、「時価」とは、「算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格又は負債の移転のために支払う価格」であり（第5項）、いわゆる「出口価格」を指す。

「秩序ある取引」とは、「資産又は負債の取引に関して通常かつ慣習的な市場における活動ができるように、時価の算定日以前の一定期間において市場にさらされていることを前提とした取引をいう」ものとされ、強制された清算取引や投売りのように、他から強制された取引は該当しない（第4項（2））。

2.6.2 時価算定会計基準を受けた棚卸資産会計基準における時価の定義

上記のとおり、時価算定会計基準の公表を受けて棚卸資産会計基準が一部改訂された結果、同基準の改正後4項（時価の定義）は次のとおりとなっている。

棚卸資産会計基準4項

「時価」とは、公正な評価額をいい、市場価格に基づく価額をいう。市場価格が観察できない場合には合理的に算定された価額を公正な評価額とする。ただし、…（中略）…トレーディング目的で保有する棚卸資産の「時価」の定義は、企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」第5項に従い、算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格とする。

同項本文の文理によれば、「時価＝公正な評価額＝市場価格に基づく価額」ということになるが、ただし書きによって、トレーディング目的で保有する棚卸資産の「時価」の定義は時価算定会計基準5項に従うこととされ、結果として「市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格」となる。どちらも一見するところ「市場」において付される金額をベースにしているという点で共通しており、ここに特段の差を意識する必要はないとの見解もあり得るものの、ただし書きで接続されている以上、その前後には差異があると考えるのが自然な理解ではなからうか。

この点、後者の「時価」の定義は「資産の売却によって受け取る価格」とされているとおり、いわゆる出口価格を表しているものと解されるのに対し、前者の「時価」では「市場価格に基づく価額をいう」とされるのみであって出口価格に限定されていない。したがって、前者の「時価」は場合によっては入口価格を含む広い概念であるといえよう⁽¹³⁾。なお、前者の「時価」は「市場価格に基づく価額」とされ、評価額（Value）を意味しているのに対し、後者の「時価」は「受け取る価格」とされているとおり、市場において具体的に付される値段（Price）を意味しているものと解される。すなわち、後者の「時価」の算定においては、資産の所在地や当該資産の売却に対する制約などの資産それ自体の特性は考慮されるものの⁽¹⁴⁾、取引当事者である企業による特性や保有目的は考慮されない。これは、同じ資産であればそれを保有する企業の特性や目的によって価格が異なることはなく⁽¹⁵⁾、つまり、「同じ資産には同じ値段が付く」という前提に立つからである。

このように、時価算定会計基準の影響を受けて、棚卸資産会計基準内の「時価」には2つの概念が付与されたことになり、評価対象によって意義が異なることに留意が必要である。次章では、法人税法上の取扱いを確認する。

3. 短期売買商品等に係る税務

3.1 会計基準への適応

法人が加工や販売の努力を行うことなく単に市場価格の変動により利益を得る目的で保有するコモディティは、法人税法上「短期売買商品等」に該当する。平成19年度税制改正においてトレーディング目的で保有する短期売買商品等が棚卸資産から除外され、短期売買商品等については時価法により評価されることとなった。これは、上述の棚卸資産会計基準の公表に合わせ法人税法も改正されたものであり、棚卸資産会計基準の適用開始に適応するためであったとされている⁽¹⁶⁾。

3.2 法人税法上の定め

3.2.1 定義

法人税法2条《定義》20号は、「棚卸資産」の範囲を「商品、製品、半製品、仕掛品、原材料その他の資産で棚卸しをすべきものとして政令で定めるもの」とするが、続くカッコ書きにおいて有価証券と短期売買商品等をその範囲から除いている。その上で、短期売買商品等の範囲は次のとおり規定されている（法61①、令118の4、規26の7）⁽¹⁷⁾。

法人税法施行令118条の4《短期売買商品等の範囲》1項1号

内国法人が取得した金、銀、白金その他の資産のうち、市場における短期的な価格の変動又は市場間の価格差を利用して利益を得る目的（短期売買目的）で行う取引に専ら従事する者が短期売買目的でその取得の取引を行ったもの（専担者売買商品）及びその取得の日において短期売買目的で取得したものである旨を財務省令で定めるところにより帳簿書類に記載したもの（専担者売買商品を除く。）

このように、①取引に専ら従事する者が短期売買目的でその取得の取引を行ったものであること又は②取得の日において短期売買目的で取得したものである旨を帳簿書類に記載したものであることの、いずれかを満たさないと短期売買商品等には該当しない。

これは、短期売買商品等の定めが、法人税法が原則として認めていない資産の評価益の益金算入・評価損の損金算入を認めるものであるため、同商品等を用いた恣意的な課税所得の算定が行われないう、予め専担者の存在や帳簿への記載を求めておく趣旨と解される。

3.2.2 譲渡利益額

法人税法 61 条 1 項は以下のとおり定める。

法人税法 61 条 1 項 (抄)

内国法人が短期売買商品等（短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的で取得した資産）の譲渡をした場合には、その譲渡に係る譲渡利益額（第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。）又は譲渡損失額（同号に掲げる金額が第一号に掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。）は、その譲渡に係る契約をした日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

- 一 その短期売買商品等の譲渡の時ににおける有償によるその短期売買商品等の譲渡により通常得べき対価の額
- 二 その短期売買商品等の譲渡に係る原価の額

このように、短期売買商品等に係る譲渡利益額又は譲渡損失額は、原則としてその譲渡に係る契約をした日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入するものとされる（法 61 ①）。これは、法人税法では資産の販売又は譲渡に係る収益の認識は原則として「引渡し基準」によるのに対し、いわゆる「約定日基準」を採用するものである。また、法人税法は原則として総額主義を採用するところ、純額計算を定めた取扱いでもある。

なお、「譲渡利益額」とは、短期売買商品等の譲渡により「通常得べき対価の額」から当該商品の原価の額を引いた差額であるとされており、単に売価たる譲渡金額から原価を差し引いた額とはされていない（後述）。

3.2.3 時価評価

期末に保有する短期売買商品等については「時価法⁽¹⁸⁾」により評価した金額をもって期末における評価額とし、かかる評価益又は評価損は当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額又は損金の額に算入するものとされている（同②③）。これは、法人税法の基本的立場である資産の評価益の益金不算入（法 25 ①）及び評価損の損金不算入（法 33 ①）の例外規定である。

我が国の法人税法は、包括的所得概念を採用しつつも資産の評価益を益金不算入とし（法 25 ①）、資産の評価損についても損金不算入（法 33 ①）を原則としてきた。しかし、企業会計において時価主義の考え方が導入され、未実現の評価差額についても当期の損益として処理することになるにつれて、租税会計においても時価主義を主張する見解が強くなり、一定

の範囲で時価主義が導入されるに至った⁽¹⁹⁾。その一つの局面が、この短期売買商品等の時価評価である。

3.2.4 区分変更に伴うみなし譲渡

短期売買商品等を有する法人がその売買を行う業務の全部を廃止したときは、その廃止した時において、かかる短期売買商品等を「その時における価額」により譲渡し、かつ、短期売買商品等以外の資産を当該価額により取得したものとみなして譲渡損益を計上する(61⑤)。

4. 排出権取引の当てはめ

以上が、トレーディング目的で保有する棚卸資産の企業会計上の取扱い、短期売買商品等の法人税法上の取扱いである。本章では、これらに排出権等を当てはめ、かかる取引の税務あるいはその問題点を検討する。

4.1 企業会計と法人税法について

我が国では、かつて商法会計・企業会計・法人税会計が相互に補完し合ういわゆるトライアングル体制などと呼ばれる時期もあったものの、近年では、企業会計と法人税会計との乖離が著しいという指摘も多い⁽²⁰⁾。もっとも、本稿で取り上げているトレーディング目的で保有する棚卸資産については、比較的、企業会計と法人税法の取扱いが整合的な領域であるとも解される。実際に、短期売買商品等について定めた法人税法 61 条が創設された際の財務省の解説においても、「企業会計の整備に伴い、税制面でも企業の事務処理の負担とならないよう改正が行われ」た旨の記載もあり、企業会計への歩み寄りを見て取ることができる⁽²¹⁾。この点、例えば平川〔2013〕の分析によれば、企業会計上の公正価値評価の適用が、税収の拡大という観点と合致したことが法人税法が企業会計に接近した要因であるとされたうえで⁽²²⁾、「一概に会計基準と法人税法が乖離しているとはいえない状況にある」と結論付けられている⁽²³⁾。

もちろん、法人税法が企業会計に歩み寄っているといえても、棚卸資産会計基準や時価算定会計基準を公正処理基準(法法 22④)として無条件に取り入れているわけではなく⁽²⁴⁾、あくまでも「別段の定め」として条文を設けて対応していることは看過できない。したがって、短期売買商品等の取扱いをめぐっては企業会計の定めや趣旨などが参考になりつつも、法人税法固有の思考が存在しているものとする。

以下では、それらを踏まえた上で、排出権等の取扱いについて、期末評価時、譲渡時、区分変更時の3つの観点から、この点を検討してみたい。

4.2 期末評価時

企業会計も法人税法も、トレーディング目的で保有する棚卸資産については、期末において時価評価することとされている。ここでの時価が、いわゆる「出口価格」を指すことは企業会計も法人税法も異なるものではないと思われるが、その詳細まで必ずしも同じとは限らない。

法人税法では、時価とは「公表最終価格等」であり、それは一義的には期末日の「最終売買価格」を指すものの、当該最終売買価格がない場合には「最終の気配相場の価格」をもって評価するものとされている（法令 118 の 8①）。この「最終の気配相場の価格」については、課税実務上、法人税基本通達 2-3-68《短期売買商品等の気配相場》が「その日における最終の売り気配と買い気配の仲値とする」旨を発遣している。

これに対して企業会計では、時価算定会計基準適用指針において「時価を算定する資産又は負債に買気配及び売気配がある場合、当該資産又は負債の状況を考慮し、買気配と売気配の間の適切な価格をインプットとして用いる。これは、実務上の簡便法として用いられる仲値等の利用を妨げるものではない。」とされている。つまり、企業会計にあつては気配相場によって時価を算定する場合には、「買気配と売気配の間の適切な価格」を用いることができるのであつて、必ずしも法人税基本通達のように仲値と限定するものとはなっていない。

この点の差異につき国税庁の解説によると、「売り気配と買い気配の範囲といつても幅があり、その幅の中のどの価格を適切なものとするかの判断基準は特に示されていない。そのため、算定された価格の妥当性を判断することが困難であることに加え、時価算定についての恣意性が介在する余地があり課税上の弊害が生ずる可能性がある。この点、仲値であれば画一的な計算結果を得ることができ、同じ種類及び銘柄の短期売買商品等の時価が一法人の中で一貫していれば時価算定についての恣意性は排除される〔下線筆者〕としており、課税上の観点からの示達であるという。

企業会計に平仄を合わせる形で短期売買商品等の時価評価が定められたことは上記のとおりであるが、これは、従来取得原価主義を貫いてきた法人税法が、企業会計と共に損益認識のタイミングを早めたことを意味し、ひいては課税時期を前倒しさせるものであつた。このように、認識のタイミングは企業会計と合致させつつも、そこでの時価の捉え方、つまりは評価・測定に関しては企業会計と足並みを揃えていないことはやや座りが悪いようにも思えてならない。国税庁の通達には「課税上の弊害」という文言が頻出するところではあるが、法人税法施行令 118 条の 8 第 1 項には「仲値」と限定する旨の記載はなく、通達によって解釈の幅を狭めているという批判もあり得よう⁽²⁵⁾。

排出権等の市場は未熟な面もあり、金地金や各種穀物のように必ずしも最終売買価格が公表されているとも限らない。気配相場を探る局面も多分に想定されることからすると、上記

のような企業会計と法人税法のズレを些細なものとして看過すべきではないように思われるのである。

4.3 譲渡時

続いて譲渡時について考えてみたい。

上述のとおり、短期売買商品等に係る譲渡利益額（損失額）は約定日基準によって認識される場所、「譲渡利益額」は、短期売買商品等の譲渡により「通常得べき対価の額」から当該商品の原価の額を引いた差額であるとされている（税法 61 ①一二）⁽²⁶⁾。ここでは、シンプルに売価たる譲渡金額から原価を差し引いた額を売却利益とするのではなく、いわば「あるべき売価」を基準としていることが分かる。法人税法 61 条が創設された平成 19 年改正当初は、「通常得べき対価の額」という文言は使用されておらず、「譲渡に係る対価の額」とされていたが、収益認識会計基準への対応により法人税法が 22 条の 2 を創設した際に、それとの整合性を保つために平成 30 年度に改正されたものである⁽²⁷⁾。

「通常得べき対価の額」は法人税法 61 条 1 項のほか、同法 22 条の 2 第 4 項でも使用されている文言である。法人税法は無償譲渡からも収益を認識する考えに立ち、低額譲渡においても適正な価額で譲渡されたものとして差額部分の収益を認識することとしてきたが（南西通商事件：最高裁平成 7 年 12 月 19 日第三小法廷判決・民集 49 卷 10 号 3121 頁）、従来は明示的な規定がなく解釈論で整理がなされてきた（適正所得算出説⁽²⁸⁾）。法人税法 22 条の 2 第 4 項は、これを条文により明確化したものであると解されており⁽²⁹⁾、ここでいう「通常得べき対価の額」とは時価を意味していると捉えるべきであろう⁽³⁰⁾。

同じ法文の中で同一の用語が使用されている場合には、その文理から明らかである場合を除いて同一の意義と解するのが予測可能性や法的安定性に資するとすれば、法人税法 61 条 1 項の「通常得べき対価の額」と同法 22 条の 2 第 4 項の「通常得べき対価の額」は同一の意味を有する概念であるというべきであろう⁽³¹⁾。すなわち、これらが時価を意味していると解せば⁽³²⁾、法人税法 61 条 1 項は、無償あるいは通常の対価より低い対価で短期売買商品等の譲渡を行った場合に時価で取引を行ったものと擬制する規定であるといえよう。

そもそも企業会計上は、トレーディング目的で保有する棚卸資産を無償ないしは時価より低額で譲渡したとしても、時価で譲渡したかのような擬制は求められていない。棚卸資産会計基準及び時価算定会計基準は期末の時価評価（貸借対照表価額の決定と、その反射的効果としての評価益の計上）を定めているだけであって、譲渡時の実現利益については何ら時価を絡ませていないことからすると、適正所得算出説に立つ法人税法上の実現利益とは大きな乖離があることが分かる。

管見するところ、これら「通常得べき対価の額」については解釈に委ねられている。上記

で述べたいわゆるコモディティのように、誰にとっても同じ値打ちのある資産であれば、「通常得べき対価の額」についての算定は比較的容易であろう。仮に、キャップ&トレード型の排出権取引において「同量の削減枠＝同一価格」として市場が成立するのであれば、かかる取引における「通常得べき対価の額」は客観的に算出できることになる。

これに対して、カーボン・クレジットではどうであろうか。カーボン・クレジットはその性質上、単純にどれほどの量の温室効果ガスを削減等したのかとは異なる視角を含むものであった。いかなるプロジェクトに基因した削減等であるのかによってクレジットの価値が異なるものであり、相対取引が主流であったことも前記のとおりである⁽³³⁾。そうであるとする、カーボン・クレジットを譲渡した場合の「通常得べき対価の額」の算定には実務上の困難が惹起されはしまいか。この点は法解釈で乗り越えることはできず、市場とカーボン・クレジットの評価技法の進化を待つほかないだろう。

4.4 区分変更時

短期売買商品等の区分変更の際には、いわゆる「みなし譲渡」の規定が用意されている⁽³⁴⁾。保有商品の所有関係にはなんら変動がない、すなわち、利益が実現していないにも関わらず「専ら課税技術上の理由」から⁽³⁵⁾、法人税法上、短期売買商品等の譲渡があったものとみなして譲渡損益を認識するものであることから、恣意的な区分変更による所得調整を防止する取扱いであり、法人税法独自の要請といわれることが多い。

しかしながら、トレーディング目的で保有する棚卸資産については、企業会計も区分変更時において時価評価することとしている(売買目的有価証券の保有目的の変更に準ずる処理)。法人税法が「譲渡」をみなすものであるのに対して、会計上はそのような擬制を介してはいないものの、結果としては同一となろう。

排出権等についても区分変更時には同様の処理がなされるべきであろう。つまり、金融投資ケースから自社利用ケースへ変更がなされる場合には、そこで時価評価を介在させるべきことになる。ただし、排出権等に特有の論点として、自社利用ケースと金融投資ケースの目的が併存している場合にはどのようなだろうか。例えば金地金であれば、一金製品メーカーを除けばトレーディング目的で保有していた金地金を通常の事業目的に係る棚卸資産に振り替えるケースは稀であると思われる。これは、穀物やゴム、石油といった多くのコモディティに共通しよう。しかしながら、排出権等については、一部を自社の排出超過量と相殺しつつ(カーボン・オフセット)、残りの未使用分を市場に再流通させる可能性も多分にあり得るのではなかろうか。

このように通常の事業目的とトレーディング目的とが併存し得るのが排出権等取引の特徴ともいえそうであるが、この場合には自社利用ケースの目的が優先されるものと解すべきで

はなからうか。前述のとおり、短期売買商品等に該当するためには「専担者売買商品」であるか「その取得の日において短期売買目的で取得したものである旨を帳簿書類に記載」することが要件であった。つまり、最初の時点において短期売買商品等（金融投資ケース）である目的を有していなければならず、残りの未使用分を市場に再流通させるようなケースはかかる要件に該当しないことになるのではなからうか。もっとも、主たる目的が金融投資であることが客観的に明らかであって、かつ、上記の短期売買商品等の要件を充足している場合には、短期売買商品等に該当する余地もあり得ると考えておきたい。

結びに代えて

本稿では、温室効果ガス排出権取引に係る税務上の取扱いを検討してきた。とりわけコモディティ投資の一環として、短期売買商品等と扱われるケースに重点を置いて考察を加えたものである。しかしながら、本稿ではトレーディング目的で保有する棚卸資産や短期売買商品等の取扱いに紙幅を割くあまり、肝心な排出権取引の実情についての検討が十分でなかったと考えている。我が国でもいよいよ排出権取引「GX-ETS」が本格化するのを目前に、機を改めて詳細な検討を続けていきたいと考えている。

-
- ⁽¹⁾ 磯部昌吾「排出権取引をビジネス化する欧州金融業界」野村サステナビリティクォーターリー 3 卷 1 号（2022）57 頁、高井裕之「カーボン市場がコモディティ業界の新たな潮流に」東洋経済オンライン（令和 4 年 6 月 27 日配信）。
 - ⁽²⁾ 野村総合研究所『排出量取引とカーボンクレジットのすべて』（エネルギーフォーラム 2023）1 頁。
 - ⁽³⁾ 排出量取引や排出枠取引と呼ばれることもあるが、本稿においてはその差異には立ち入らずに論を進めることとしたい。
 - ⁽⁴⁾ 東京証券取引所「カーボン・クレジット市場の概要〔第 5 版〕」参照
（<https://www.jpx.co.jp/equities/carbon-credit/market-system/nlsgeu000006f14i-att/cg27su0000008krx.pdf>）〔令和 7 年 9 月 5 日訪問〕。
 - ⁽⁵⁾ 野村総合研究所・前掲注 2、141 頁。
 - ⁽⁶⁾ 野村総合研究所・前掲注 2、123 頁
 - ⁽⁷⁾ 野村総合研究所・前掲注 2、123 頁
 - ⁽⁸⁾ 企業会計基準委員会実務対応報告第 15 号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」4 (1) では無形固定資産に該当するケースも想定されている。
 - ⁽⁹⁾ 本稿ではトレーディング目的で保有する排出権等（金融投資ケース）に論点を絞ることとする。具体的には、後述する企業会計基準第 9 号「棚卸資産の評価に関する会計基準」に

おけるトレーディング目的で保有する棚卸資産に該当するものであって、法人税法上は短期売買商品に該当するケースのみを取り上げる。トレーディング目的ではなく、自社の排出量超過分と相殺処理するために保有する排出権等は、通常の棚卸資産として別個のロジックで会計処理及び税務処理を考える必要があることから、この論点については別稿を予定している。

- ⁽¹⁰⁾ 平成 20 年 9 月 26 日改正、令和元年 7 月 4 日最終改正。
- ⁽¹¹⁾ 金融商品会計基準や棚卸資産会計基準などの諸基準において時価による評価が求められてきたものの、時価の算定方法に関する具体的な基準は存在しなかった。そこで、IFRS 第 13 号「公正価値測定 (Fair Value Measurement)」などを参考にしながら、令和元年 7 月に公表された時価算定会計基準によって時価概念が定義されることとなった。時価算定会計基準は、金融商品会計基準と棚卸資産会計基準の範囲に係る時価の算定について定めるものであり、それ以外の基準については影響しないものとされている。すなわち、賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準（基準第 20 号）や固定資産減損会計基準（基準第 35 号）においても一部で時価が関係するものの、これらの時価には、時価算定会計基準の射程は及ばない点に留意が必要である。
- ⁽¹²⁾ 移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」85 項、87 項参照。
- ⁽¹³⁾ 金子友裕『『時価の算定に関する会計基準』における『時価』の検討』産業経理 81 巻 1 号 (2021) 71 頁。
- ⁽¹⁴⁾ 例えば、所在地が資産の特性である場合には、その資産を市場まで移動させるための輸送費が考慮される。
- ⁽¹⁵⁾ 国田清志『『時価の算定に関する会計基準』の適用範囲の拡大可能性：『金融商品に関する会計基準』と『棚卸資産の評価に関する会計基準』との検討から』専修商学論集 110 号 (2020) 169 頁。
- ⁽¹⁶⁾ 品川芳宣「棚卸資産の評価損（時価評価）をめぐる会計と税法との関係」税経通信 63 巻 9 号 (2008) 23 頁。
- ⁽¹⁷⁾ 以下、組織再編成に伴う取扱い及び暗号資産に関する取扱いは省略する。
- ⁽¹⁸⁾ 期末時において有する短期売買商品等をその種類等の異なるごとに区別し、その種類等の同じものについて、当該期末時における価額として政令で定めるところにより計算した金額をもって当該短期売買商品等の当該期末時における評価額とする方法をいう。
- ⁽¹⁹⁾ 金子宏『租税法 [第 24 版]』(弘文堂 2021) 369 頁。
- ⁽²⁰⁾ 品川・前掲注 16、24 頁。
- ⁽²¹⁾ 財務省「平成 19 年度 税制改正の解説」350 頁。
- ⁽²²⁾ 平川茂「会計基準と法人税法の乖離と接近」経済學研究 79 巻 5 = 6 号 (2013) 212 頁。鈴

木一水「財務会計と税務会計の交流とその断絶」會計 173 巻 1 号（2008）も参照。

- ⁽²³⁾ 平川・前掲注 22、214 頁。
- ⁽²⁴⁾ 金融商品会計基準の創設時、金融商品会計基準をそのまま公正処理基準として受け入れることなく法人税法 61 条の 3 を創設して対応したことも同様である。この取扱いは、新設された会計基準が公正処理基準に該当するかの問題を埒外に置くことで解決を図ったものといえる（成宮哲也「企業会計の変容と法人税法」近畿大学産業理工学部かやのもり 2 号（2005）41 頁）。
- ⁽²⁵⁾ ただし、通達は注書きで「当該売り気配と買い気配の間の適切な価格を用いることとする旨及びその内容を予め定め、会計処理方針その他のものにより明らかにしている場合で、本文に定める方法に代えて当該予め定められた内容により決定される価格を継続して『最終の気配相場の価格』としているときは、これを認める。」ともしており、必ずしも仲値に限定しているわけではない。
- ⁽²⁶⁾ 法人税法上、資産の譲渡による収益の額は、その販売又は譲渡をした資産の「引渡しの時における価額」であるのに対して（法法 22 ②、22 の 2 ④）、法人税法 61 条 1 項は、「通常得べき対価の額」としている。この両者の内容の相違点は必ずしも明らかではない（泉絢也「法人税法における暗号資産税制の問題点（1）期末時価評価課税の改正提言」千葉商大論叢 60 巻 1 号（2022）81 頁）。
- ⁽²⁷⁾ 改正前は「短期売買商品の譲渡に係る対価の額」とされていたところ、平成 30 年改正により「短期売買商品等の譲渡の時における有償によるその短期売買商品等の譲渡により通常得べき対価の額」とされたものである。改正前後をその文理から比較すると、改正前は「譲渡に係る対価の額」とされており、「あるべき売価」を指しているようには見受けられない。改正後、「通常得べき対価の額」として「あるべき売価」が求められるようになったとすれば、その反対解釈からも、改正前の「譲渡に係る対価の額」とは単なる譲渡収入を意味していたと解することもできよう。かような解釈に立てば、改正前の法人税法上の取扱いは企業会計の立場と同様であったところ、平成 30 年改正を経て両者の内容が大きく変容したといえなくもない。しかしながら、こうした解釈には疑問無しとしない。本文で指摘したとおり、法人税法は適正所得算出説の考えに拠っており、かねてより短期売買商品が無償ないしは時価より低額で譲渡された場合には、時価（あるべき売価）によって譲渡されたものと擬制して課税所得を算出してきたものと解される。つまり、改正前の条文上は「譲渡に係る対価の額」とされ、単なる譲渡収入を指していたようにも見えるものの、その実質は「あるべき売価」を指していたものといえるのではなからうか。したがって、平成 30 年度改正前後で法人税法 61 条 1 項の性質に変更が加わったものではなく、条文において使用される文言が、その内容をより明確に示す表現振りとなったものと解して

おきたい。

- ⁽²⁸⁾ 金子宏・前掲注 19、346 頁。金子宏「無償取引と法人税—法人税法二二条二項を中心として—」同『所得課税の法と政策 所得課税の基礎理論 下巻』（有斐閣 1996）336 頁。
- ⁽²⁹⁾ 金子友裕「法人税法における時価の検討—独立企業間価格の検討を中心に—」租税実務研究 10 号（2019）62 頁。
- ⁽³⁰⁾ 金子宏・前掲注 19、364 頁。
- ⁽³¹⁾ 金子宏・前掲注 19、364 頁。
- ⁽³²⁾ 法人税基本通達 2-1-1 の 10《資産の引渡しの際の時価等の通則》では「原則として資産の販売等につき第三者間で取引されたとした場合に通常付される価額をいう。」とされている。
- ⁽³³⁾ 野村総合研究所・前掲注 2、123 頁
- ⁽³⁴⁾ 有価証券の区分変更等があった場合の取扱いと同様である（法法 61 の 2②）。
- ⁽³⁵⁾ 渡辺淑夫『法人税法〔令和 4 年度版〕』（中央経済社 2022）368 頁。

『マズロー心理学におけるスピノザのプレゼンス』
—必然性と自由の内在：マズローの超越心理学におけるスピノザの哲学的遺産—

“Spinoza’s Presence in Maslow’s Psychology:
The Immanence of Necessity and Freedom: Spinoza’s Philosophical Legacy in
Maslow’s Psychology of Transcendence “

永山 祐輔

Yusuke Nagayama

Abstract

The purpose of this study was to examine Spinoza’s influence on Maslow’s psychology. References to “Spinoza” and Spinoza’s philosophical concepts found in Maslow’s writings were identified and analyzed in their respective contexts. These references can be broadly categorized into three categories: (1) Spinoza as a self-actualizing people, (2) apprehension of reality “under the aspect of eternity,” and (3) the notion of “Spinozistic transcendence” concerning freedom and necessity. These findings suggest that Spinoza’s influence is indeed present in Maslow’s psychological framework. Within it, the concept of “Spinozistic transcendence”—which addresses the interplay between freedom and necessity—emerges as an idea characteristic of a self-actualizing people and that concept may serve as a symbolic representation of Spinoza’s presence within Maslow’s psychology.

1.1 心にまつわる探求の歴史

「心」とは何か。これまで多くの人々が心の存在やその機能を探求してきたが、心理学という学問領域が存在する時代においても、いまだ確定的な定義は与えられていない。この問いに対する探求の軌跡は、古代ギリシャの哲学者アリストテレス〔前 384 前 332〕がプシュケー〔魂〕について考察した著作『De Anima』まで遡ることができる。そして、心や精神という概念について関する思索を深める際に、避けては通れない人物が17世紀の哲学者ルネ・デカルト〔1596-1650〕である。周知のとおり、デカルトは身体と精神を異なるものとして捉えた。このように「心」に関する探求は哲学者らによって醸成されてきた側面をもつと言えるが、現代では哲学と心理学は異なる学問領域として成立している。では、学問としての哲学と心理学の境界線はいつ頃から明確化されはじめたのだろうか。この点について、大芦〔2016〕

2025年9月16日 受理

は19世紀末を心理学の成立時期として位置づけている⁽¹⁾。その理由として、1879年にライプツィヒ大学のヴィルヘルム・マクシミリアン・ヴント〔1832-1920〕が心理学実験室を創設したことを挙げている。ヴントとは心的現象の測定に際して実験法を用い、実験協力者の意識に上る経験を観測した人物である。さらに、大芦〔2016〕は臨床心理学の成立時期について、アメリカのライトナー・ウィットマー〔1867-1956〕が臨床活動をはじめた年と精神分析の創設者シグムント・フロイト〔1856-1939〕が自らの理論体系を精神分析として称した年がともに1896年であることを指摘し、これを19世紀末に位置付けている⁽²⁾。このように心理学の成立および発展にはヴントとフロイトという人物の業績が深く結びついていることが指摘されているのである。実験心理学と精神分析という2大学派の台頭は、心理臨床的な問題に対するアプローチとして行動主義や精神分析が主流となったこととも関連する。そして、この2つの潮流に対する「第3勢力」⁽³⁾として人間性心理学派が誕生した。この学派の創設期から中心的な役割を担った人物がアブラハム・ハロルド・マズロー〔1908-1970〕である。ヴントやフロイト、そしてマズローという人物の業績は心理学史をテーマとした著作の中で言及されることが多い。この人物達は各々が異なる認識論に依拠し、自らの理論的見地に立って、独創的な理論や思想を形成した点に疑いはない。しかしながら、これらの人物の理論形成に影響を与えた人物を共通項とすることで、1つの思想的系譜を見出すことも可能なのである。

1.2 共通項としてのフェヒナーとスピノザ

ヴントの実験心理学に影響を与えた人物として、精神物理学を提唱したグスタフ・テオドル・フェヒナー〔1801-1887〕の存在が指摘されている⁽⁴⁾。そして、このフェヒナーという人物の影響は実験心理学のみには留まらない。河村〔2022〕はフェヒナーがフロイトの「快樂原則」の概念形成に強い影響を与えたことを指摘している⁽⁵⁾。心理学の創設と発展に多大な功績を残したヴントやフロイトの理論には、フェヒナーの影響があることが指摘されているのである。

本論では、これらの先行研究に加えて、さらに一つの共通項を当てはめてみたい。なぜならフロイトとフェヒナーのみならず、人間性心理学派のマズローにも影響を与えた可能性が高い人物が存在しているのである。それは、デカルトと同様にオランダで執筆活動に勤しんだ哲学者バルーフ・デ・スピノザ〔1632-1677〕である。

スピノザは、スペイン系のユダヤ人商人の第3子としてオランダのアムステルダムに誕生した。スピノザはユダヤ人共同体で生活をしてきたが、1656年に無神論者として告発され、ユダヤ教会から破門された。破門後は、オランダ国内で移住を繰り返しながら、執筆活動に邁進した。その成果の1つが1663年に出版された『デカルトの哲学原理』である。さらに1670年には匿名で『神学・政治論』を出版するも、1674年禁書に指定された。このような状

況の中でもスピノザは執筆を継続し、1675年『エチカ』〔倫理学〕の出版を検討した。しかしながら、『エチカ』の出版によって当局から迫害を受けることを危惧したスピノザは自ら出版を断念した。『エチカ』出版の見通しが立たない中、スピノザは死の直前まで『政治論』を執筆した。そして1677年2月21日、未発表の著作や未完の論考を残したまま逝去した。スピノザの死後、彼の友人達はすでに出版されていたスピノザの著作に加えて、スピノザ本人によって出版が見送られていた『エチカ』や『政治論』、スピノザの書簡を含めた『遺稿集』を匿名出版した。

スピノザの友人らによって、後世に手渡されたスピノザの『遺稿集』は、17世紀という時代を超え、世界的に著名な哲学者や心理学者、詩人などに多大な影響を与えた。例えば、現代フランスの哲学者ジル・ドゥルーズ〔1925-1995〕はスピノザの『エチカ』を「この世で最も偉大なものの1つ」⁽⁶⁾と評価し、これを称賛している。また、イスラエル出身の哲学者イルミヤフ・ヨベル〔1989〕は、自らの著作の中で、スピノザとハイネ、マルクス、ニーチェ、フロイトといった人物らとの思想的関連を検証している。さらに、国内ではスピノザとフロイト、スピノザとフェヒナーとの思想的関連に言及した先行研究がすでに存在している〔河村2022, 門林2000〕⁽⁷⁾。現代においてもスピノザの著作に関する研究は継続されており、スピノザが後世に与えた影響については、国内外で多数の研究発表がなされている状況にある。また、スピノザと心理学の関連に焦点を当てても、実験心理学と精神分析の創設と発展に大きく寄与したフェヒナーとフロイトという人物に対するスピノザ哲学の影響が指摘されている。

では、これらの学派に対する「第3勢力」として誕生した人間性心理学派においては、スピノザの影響は存在しないのであろうか。現時点ではマズローとスピノザの思想的関連性を直接表題に掲げ、論じた先行研究は見当たらない⁽⁸⁾。しかしながら、マズローとスピノザという人物を結び付ける根拠は、次のように一定数存在するのである。

マズローとスピノザとを結びつける根拠の一つは、マズローによって自己実現の状態にあったことが確実視されていた人物、もしくはその可能性が高いと判断された人物達が有する特徴をまとめた論文『自己実現的人間-心理学的健康の研究』〔原題：Self-Actualizing-People : A Study of Psychological Health〕の中に存在している。この文献の中で、マズローは「自己実現的人間」であった可能性が高い人物として「スピノザ」の名を挙げている⁽⁹⁾。もう一つの根拠は、マズローが同論文の中で自己実現していた人物達が有していた「課題中心的」〔problem centering〕な特徴に言及した箇所、スピノザによる「永遠の相の下に」〔sub specie aeternitatis〕概念を用いている点である⁽¹⁰⁾。「自己実現」および「自己実現的人間」の概念は、マズローが生涯探求し続けた概念である。これらが明確に概念化された論文の中で、スピノザおよびスピノザの哲学的概念について明確な言及がなされた箇所が確認できたこと

は、マズロー心理学の形成にスピノザの哲学が影響した可能性を示唆するものといえるだろう。このように、スピノザの哲学が実験心理学、精神分析、そして人間性心理学の中心人物らに与えた影響が確かに存在している。しかしながら、本論の執筆に際して実施した文献調査の中では、マズローがスピノザおよびスピノザの哲学的概念に言及した著作を精査した文献をみつけることができなかった⁽¹¹⁾。

2. 本論の目的

よって、本論では、人間性心理学派の中心的人物であったマズローの心理学に対してスピノザ哲学が与えた影響を検証するため、マズローの著作内でスピノザおよびスピノザの哲学的概念に言及した箇所を精査することを目的とする。具体的な方法として、マズローが単著で出版した『人間性の心理学』〔原著『Motivation and Personality』〕から『人間性の最高価値』〔原著：『The Farther Reaches of Human Nature』〕⁽¹²⁾までの著作を対象に、名詞「スピノザ」や「スピノザ」の名が冠された表現が用いられた箇所とその文脈を確認する。また、「永遠の相の下に」という表現のように、明確にスピノザの哲学的概念を意識した言及がなされている箇所についても同様に確認することとする。なお、今回の調査で確認することができたマズロー心理学におけるスピノザの影響については、上野〔2017〕の表現にならって「マズロー心理学におけるスピノザのプレゼンス」と名付けたい⁽¹³⁾。

本研究の社会的意義として、マズロー心理学におけるスピノザの影響を明確化するだけでなく、心理学史におけるスピノザの影響を再評価することにも寄与することが可能と考えている。先行研究によって、スピノザからの影響が指摘されているフロイトやフェヒナーらとともに、心理学の発展に多大な貢献を果たしたマズローの心理学理論においても、スピノザが重要な参照軸として位置づけられていることが確認できれば、実験心理学、精神分析、人間性心理学という学派の思想的潮流の中に「スピノザのプレゼンス」が存在していたことを示すことが可能となる。これにより、心理学史の中に潜在化している哲学者スピノザの存在をより鮮明に浮かび上がらせることができると考えている。

3.1 『人間性の心理学』〔Motivation & Personality〕／「自己実現的人間」としてのスピノザ

『人間性の心理学』〔改定新版〕⁽¹⁴⁾の中でスピノザおよびスピノザの哲学的概念について言及されているのは計5箇所であった。このうち3箇所は第11章『自己実現的人間 - 心理学的健康の研究』においてであり、残りの2箇所は16章『正常、健康、価値』であった。以下、マズローによってスピノザおよび彼の概念が言及された箇所とその文脈を確認していく。

はじめに、第11章『自己実現的人間 - 心理学的健康の研究』とは、マズローが自己実現し

ている人物と判断した人間やその可能性が高かった人物から複数の特徴を抽出した文献である。この調査では、マズローによって自己実現的な特徴を有していると判断された現代人9名に対する面接調査が行われた。さらに、現代の著名人や歴史上の人物に関する文献調査が行われた。このうち、歴史上の人物で自己実現をしていたことが「かなり確実な者」として2名、さらに有名人および歴史上の人物で「非常に可能性のある者」7名が抽出された。先述したように、この7名の中に「スピノザ」が挙げられている。しかしながら、この論文の中ではスピノザやその他の調査対象者が抽出された理由について、彼らのパーソナリティや生活史、著作物などを用いた根拠づけは一切なされていない。

このような課題点が存在するものの、マズローは調査対象者たちから次の15項目の特徴を抽出し、これを説明している。それは①現実をより有効に知覚し、それとより快適な関係を保つこと〔more efficient perception of reality and more comfortable relations with it〕②受容〔自己・他者・自然〕〔acceptance(self, other, nature)〕③自発性・単純さ・自然さ〔spontaneity ; simplicity ; naturalness〕④課題中心的〔problem centering〕⑤超越性-プライバシーの探求〔the quality of detachment ; the need for privacy〕⑥自律性—文化と環境からの独立・意思・能動的人間〔autonomy ; independence of culture and environment ; will ; active agents〕⑦認識が絶えず新鮮であること〔continued freshness of appreciation〕⑧神秘的経験—至高体験〔the mystic experience ; the peak experience〕⑨共同社会感情〔gemeinschaftsgefühl〕⑩対人関係〔interpersonal relations〕⑪民主的性格構造〔the democratic character structure〕⑫手段と目的の区別・善悪の区別〔discrimination between means and ends, between good and evil〕⑬哲学的で悪意のないユーモアのセンス〔philosophical, unhostile sense of humor〕⑭創造性〔creativity〕⑮文化に組み込まれることに対する抵抗・文化の超越〔resistance to enculturation; the transcendence of any particular culture〕⁽¹⁵⁾、である。これらの特徴を有する「自己実現的人間」がきわめて社会的な存在であると同時に、もっとも個性的な存在であることに言及する箇所では「ルノールやプラームス、スピノザは、ただ一人ずつしかいない」⁽¹⁶⁾と説明している。しかしながら、マズローはこの箇所でもスピノザの名を挙げた理由を明記していない。これについて、当該箇所の文脈からもスピノザの名を挙げた理由を推し量ることができなかったが、スピノザの名が2回挙げられていた。「自己実現的人間」であった可能性が非常に高い人物のうち、マズローによって2度言及されるのはウィリアム・ジェームズのみである。この点から、スピノザがマズローによって連想されやすい人物に位置付けられていた可能性がある。

次に、「自己実現的人間」が有する④「課題中心的」な特徴を説明する箇所では「永遠の相の下に」⁽¹⁷⁾という表現が出現する。「自己実現的人間」が有する課題中心的な態度とは、彼らが携わる仕事や課題に対して強い責務をもちながら、自己の充足と共同社会全体の利益を産

出するような取り組みを為すことである。マズローによれば、「自己実現的人間」は目先の物事にとらわれ過ぎず、事物を大局的に認識しながら自らの課題に取り組むという。このような特徴は事物を「永遠の相の下に」認識することと関連している。この点について、マズローは次のように言及している。

「些細なことを超越し、広い視野をもち、最も大きな準拠枠の中でより広い幅で未来を予見し生きること、永遠の広がりのもとにということは、究極的に社会的および対人的に重要なことである」⁽¹⁸⁾

ここでマズローは事物を「永遠の相の下に」認識することが社会的、対人的に究極的な重要性をもつと述べている。「永遠の相の下に」という表現はスピノザに由来するものであるが、マズローはスピノザの概念を援用した理由を一切説明していない。このため、ここからはスピノザ哲学の観点から考察を行うこととする。スピノザは「永遠の相の下に」考えることを次のように説明している。

「事物はわれわれによって二つの仕方で現実的なものとして考えられる。すなわち、事物がある一定の時間と場所との関係において存在すると考えるか、それともその同じ事物が神の中に含まれかつ神の本性の必然性から帰結してくると考えるか、そのいずれかである」⁽¹⁹⁾

この定理を理解するためには、スピノザ哲学における「神」の概念について確認することが有益である。スピノザ哲学における「自然」は、その外部に存在する神によって創造されたものではなく、神それ自体の活動を原因に構成されているものとされている。言い換えれば、「自然」それ自体やその内にあるすべての事物は、神それ自体を自己原因〔内在原因〕として成立するものと考えられている⁽²⁰⁾。そして、この「自然」以外に別の自然は存在していないことから、神は唯一無限の存在であり、それ自体で存在するものとして位置づけられる⁽²¹⁾。この点から、スピノザ哲学における「神」の概念はそれ自体を構成するのに他の概念を必要としない「実体」という概念と等置されている⁽²²⁾。この「実体」の本性は現実に存在することである⁽²³⁾。そして、現に存在している「自然」はそれ以外に存在することができなかつたという意味での「必然性」をもって成立している⁽²⁴⁾。スピノザの哲学においては、自然（神）の外部に別の存在領域はなく、それ自体で完結している。何かしらの理由で、ある人間の存在が消失しても「自然」それ自体は消失することがない。この点からスピノザは「神ないし自然」⁽²⁵⁾の本質が「存在」であることを指摘し、これに「永遠」の本質をみている⁽²⁶⁾。このようにスピノザ哲学における「永遠の相の下に」考えることとは、内在原因としての神に

よる必然性の観点から事物の現実存在そのものを認識することであり、事物を時間のような抽象概念から認識することではないのである。

これらの点から考えると「自己実現の人間」が事物を広い準拠枠で認識すること、すなわち「永遠の相の下に」認識することとは、対人関係や社会という事象をスピノザによる内在原因としての「神」や「自然」に起因する「必然性」の観点から認識することといえるだろう。これは人間が構成してきた社会規範や価値観に準拠した認識と、神に起因する必然性の認識といった複数の認識を併存させることである。こうした認識は「自己実現の人間」のもつ「受容」や「共同社会感情」といった態度を形成しうる要因とも考えられるのではないだろうか。

3.2 「心理学的に健康な人間」という概念とスピノザの思想との関連性

次に、同著の第16章『正常、健康、価値』では正常の概念が有する定義上の曖昧さを再検討している。マズローは正常の概念に代わる新しい概念として「心理学的に健康な人」〔psychologically healthy man〕「心理的健康人」〔eupsychic man〕「自然な人」〔natural man〕⁽²⁷⁾という概念を挙げている。これらの概念に含まれる本質的な要素を次のように3点指摘している⁽²⁸⁾。1つ目は個人が自身の本性〔精神構造〕を持っており、生まれながらにして多様な欲求、能力、傾向を備えていることである。2つ目は、人間にとって完全な健康や正常で望ましい発達は、この本性を実現することや自身の潜在能力を満たすこと、成熟に向かって発達し続けるところに存在することである。3つ目は、人間の本性の実現によい作用をもたらすものは、よいものとして判断されるという点である。反対に、精神病理は本性の実現が阻害される場合に生じるものとして位置付けられている。マズローは「心理学的に健康な人」という概念が含んでいる本質的な要素について説明した後に「この概念は過去のアリストテレス学派とスピノザ学派の諸概念を多く思い起こさせる」⁽²⁹⁾と述べている。マズローは、アリストテレスやスピノザによる人間の本性に関する考察と自身の認識のあいだに一定の共通点を認めながらも「アリストテレスやスピノザよりもずっと多くを知っていることもまた指摘しなければならない」⁽³⁰⁾とも述べている。その例として、アリストテレスやスピノザが存命していた時代と比較すると、現代では人間の無意識的な力動に関する知見や精神疾患に関する知見が発展している点に言及している。

しかしながら、この箇所においてもマズローは自らが想定しているスピノザの哲学的概念について具体的な説明をしていない。そのため、本節ではマズローが想定したであろうスピノザの概念を推察することとする。ここでマズローが想定している概念はスピノザの「コナトゥス」概念⁽³¹⁾と「よい」「わるい」⁽³²⁾概念である可能性が高い。スピノザは「自然」に存在する事物の本質に「それ自身としてあり続けようとする努力」〔コナトゥス〕⁽³³⁾を想定している。スピノザ哲学におけるコナトゥスとは人間の本性に位置付けられる概念であり、こ

れが人間の身体と精神に関係づけられるときには欲望として認識されるものとして考えられている⁽³⁴⁾。そして、事物において自らの存在を維持するために「よい」作用をもたらすものは「よい」ものとして認識され、反対に自らの存在を脅かすような作用をもたらすものは「わるい」ものとして認識される⁽³⁵⁾。マズローは人間に望ましい成長や発達をもたらす要素として、個人の諸欲求や諸傾向の実現を挙げていた。さらに、これらの実現においてよい作用をもたらすものが、よいものとして認識されることを指摘していた点から、マズローが述べているように2人の認識に部分的な共通点を見出すことが可能なのではないだろうか。

3.3 『人間性の心理学』におけるスピノザのプレゼンス

ここまで『人間性の心理学』の中で、マズローがスピノザおよびスピノザの哲学的概念について言及した箇所を検証してきた。要点をまとめると、マズローはスピノザを「自己実現的人間」であった可能性が高い人物として抽出し、その名に2回ほど言及していた。また、「自己実現的人間」が有する「課題中心的」な態度と事物を「永遠の相の下に」認識することが結び付けられており、そのような認識が対人的、社会的に究極的な重要性をもつものとして言及していた。さらに、「自己実現的人間」が社会性と個性を高いレベルで共存させた存在であることに言及する箇所でもスピノザの名が挙げられていた。最後に「心理学的に健康な人」という概念に含まれる本質的な要素とスピノザ的な思想との類似性が指摘されていた。これらの点から言及できるのは、マズロー心理学の中核概念ともいえる「自己実現的人間」を構成する要素として「スピノザ」本人と「永遠の相の下に」概念が存在していたことである。「自己実現的人間」は社会性と個性を高い次元で共存させた存在であり、彼らの取り組みも利己性と利他性といった2分法を超越している⁽³⁶⁾。このような姿勢は事物を「永遠の相の下に」認識することによって支えられている可能性が高いが、マズローがこの概念を援用した理由は不明瞭である。また、マズローが「自己実現的人間」に関する調査対象者としてスピノザを選定した理由も明示されていなかった。これらの点を踏まえると、「自己実現的人間」の概念形成にスピノザ本人およびスピノザの哲学的概念が影響していることは確認できたものの、その根拠は明示されていない。この点を補うためには、スピノザの生活史と「自己実現的人間」が有する特徴を精査する必要があるだろう。

最後に、『人間性の心理学』の初版と改訂新版〔第2版〕に関して興味深い相違点が存在していることを指摘したい。初版の原著および邦訳書の索引にはスピノザの名が記載されているのに対し、改訂新版〔第2版〕では原著および邦訳書ではそれが削除されている点である。改訂新版の原著および邦訳書の本文にはスピノザの名がそのまま記されていることを考えると、索引のみでスピノザの名が削除された理由は不明である。

4. 『完全なる人間 魂のめざすもの』 [Toward a psychology of being]

この著作は、マズローが『人間性の心理学』の続編と位置づけたものである。原著は1962年に出版されている〔邦訳書は1964年〕。また、1968年には原著第2版が出版されている〔邦訳書は1998年〕。原著の表題に『存在の心理学のほうへ』とあるように、この著作は「Being」〔存在〕という概念および「至高体験」に関する言及が増加していることが特徴である。今回の調査にあたっては初版と第2版の双方を確認した。しかしながら、この著作内にスピノザおよびスピノザの哲学的概念に関する明確な言及は確認ができなかった。マズローとスピノザがともに「存在」概念を使用していることに共通点を見出すことは可能であろう。しかしながら、今回の調査は「存在」概念の精査を目的としていないため、検証を行わなかった。

5.1 『創造的人間 宗教 価値 至高体験』 [Regions, Values, and Peak-experiences]

本書は表題にもあるとおり、宗教・価値・至高体験に関するテーマで構成された著作である〔原著1964年／邦訳書1972年〕。この著作の中でスピノザおよびスピノザの哲学的概念について明確に言及されているのは3箇所であった。いずれの箇所も「永遠の相の下に」という表現が用いられており、それぞれ著作内の異なる節に確認されたことから当該箇所とその文脈を確認していく。

この著作の中で、はじめに「永遠の相の下に」という表現が用いられていたのは第1部4節『超越的経験の組織化の危険』であった。本節では、超越的経験や宗教的体験が「至高体験」と等置されている。他の著作において、マズローは「至高体験」を「最高の幸福で感動的な瞬間であるばかりでなく、また最高の成熟、個性化、充実の瞬間」⁽³⁷⁾と定義している。このような経験は宗教的な儀式や祭礼を通じても生じうるが、形骸的に儀式や祭礼に参加している人間には「至高体験」が生じにくい。その理由の1つは、行為者が儀式的行為の神聖さに通ずる本質的な部分〔存在、神聖さなど〕を認識〔B認知〕するかどうかによって左右されるためである。本節で「永遠の相の下に」概念が用いられているのは、マズローが講義などを通じて、学生に本質的な認識を教授することができたことに言及する箇所である。マズローは次のように述べている。

「永遠の相の下でみたり、いまここにある個々の事例のなかに、またそれを通して、神聖かつ象徴的なものをながめることは可能である」⁽³⁸⁾

当然ながら、ここで言及されているような個々の中に存在する神聖なものとの認識とは「神」に関する認識であろうことが推察されるが、このマズローの言及がスピノザ的な「神」を意識しながらなされたものかは判断ができなかった。スピノザ哲学において、「永遠の相の下

に」なされる認識とは神の本質である「永遠」および神を原因とした必然性の観点から現実
に存在する事物を認識することである。マズローは、宗教における儀式や祭礼を単に世俗的
な認識から考えるのではなく、「神」の本質である「永遠」や神に起因する「必然性」の観点
から認識することによって、神聖さを構成する本質を認識することが可能となることを指摘
していると考えられる。この箇所からは、神聖なものの認識という点において、マズローが
スピノザの概念を援用しながら説明していることは確認できたが、この「神聖な」〔sacred〕⁽³⁹⁾
という単語を巡って、両者には相違点が見受けられる。

それは、スピノザが「神」および「永遠の相の下に」概念に触れる際に「神聖な」〔sacra〕⁽⁴⁰⁾
という単語を用いていない点である。スピノザも「神」が最高で、完全で、唯一無限なもの
であることを肯定している。そして人間の精神が「神」を認識することによって、最高の喜
びと満足を生み出すとも述べている⁽⁴¹⁾。しかしながら、スピノザは『エチカ』の中で「神」
という存在を最大限に肯定しながらも、「神」について言及する際には「神聖な」や「聖
なるもの」といった表現を一切用いていない。スピノザが「神聖な」という単語を用いて
いるのは、『エチカ』第3部感情の定義27「後悔」の中で、宗教や慣習によって人々の「神聖さ」
の認識が変化することに言及する箇所である⁽⁴²⁾。また『神学・政治論』の第12章の中で、
人々が聖書を神聖な書として認識する由縁について考察する際に用いていることが確認でき
た⁽⁴³⁾。これに対して、マズローは「永遠の相の下に」なされる認識と神聖なるものの認識を
等置しようとする表現を用いている。先述したように、マズローがスピノザによる「神」の
概念を想定していたのか、あくまでも一般的な概念としての「神」を想定しているのかは判
断ができなかったものの、「神聖さ」を巡る相違点については今後より詳細に検討がなされる
べき点であろう。

5.2 至高体験における超越体験とスピノザの「永遠」「自然」概念の関連

つぎに、第2部1節『至高体験の宗教的側面』では、マズローが至高体験と呼ぶ体験が宗
教的経験と同様の側面を持つことを取り扱っている。この節では至高体験に関する25項目の
特徴が列挙されているが、このうちの7項目で「永遠の相の下に」という表現が用いられて
いる。

「至高体験においては、特徴的に、時間・空間に関する見当感の混乱ないし、時間・空間の意識
の欠かさえもがみられる。これを積極面からいえば、普遍性と永遠性を体験するのに似ている
ということである。たしかに、この場合、私たちは、非常に操作的な意味において、「永遠の相
の下に」ということに関する、現実的・科学的意味を有しているのである。この種の無時間性・
無空間性は、ふつうの経験ときわめて鋭い対照をなしている。」⁽⁴⁴⁾

ここでマズローは「至高体験」の中で生じる時間的、空間的超越とスピノザの「永遠」の概念を等置しているように見える。スピノザは「永遠の相の下に」概念に関する思弁的な論証をしているものの、この概念に関する科学的な根拠づけは不足していると言わざるを得ない。この箇所、マズローは「至高体験」を分析することによって、スピノザによる「永遠の相の下に」概念の妥当性が検証可能であることを指摘しているように見える。

なお、この節にはマズローによってスピノザの「神」の概念に通ずる言及が複数なされている点を指摘しておきたい。これらの箇所はスピノザおよびスピノザの哲学的概念に由来した表現であることが明確に確認できなかったことから、本調査における計上の対象としていない。しかしながら、当該箇所での言及がスピノザ哲学を意識した可能性が高い内容であることから、ここで当該箇所を提示することとする。

当該箇所の1つ目は、「至高体験」の特徴が列挙されているうちの3項目、「至高体験」の中で生じるB[Being]認知[存在の認知]について言及されている点に存在する。B認知とは、事物を認識する際に人間中心的な知覚や目的意識、価値観から離れて、そこに存在している事物そのものを認識することである⁽⁴⁵⁾。この認識によって「自然はそれ自体において、それ自体のために存在するかのように、容易にみることができるようになる」⁽⁴⁶⁾という。これについて、マズローは次のようにまとめている。

「要するに、彼は自然を、利用できるもの、恐るべきもの、欲しいもの、もしくは何か他の個人的・人間的・利己的なしかたで反応してくるものとみるよりは、むしろ自然を、自然自身の存在において（目的それ自体として）見ることができるのである」⁽⁴⁷⁾

これらの箇所と言及されている自然それ自体の存在の認識という点は、スピノザの「神」「自然」「実体」「永遠」といった概念を連想させる。しかしながら、自然の存在を「目的それ自体として」[as an end in itself] みるという表現がなされている点は一考する必要があるように思われる。なぜなら、スピノザ哲学の主たる特徴の1つに目的因の否定があるからである。スピノザは神〔自然〕が目的を持って活動するものと仮定すると、神が自らに不足したものを求めることになり、その完全性を否定することにつながると考えている⁽⁴⁸⁾。さらに、人間が自然に存在する事物を自分の利益を生み出す手段として認識しがちであることも指摘している⁽⁴⁹⁾。スピノザは神〔自然〕の活動に目的はなく、この目的因という考え方自体が人間の産物であることを強く指摘しているのである⁽⁵⁰⁾。このような点から考えると、この箇所は「それ自体のうちで完結しているもの」という「実体」的な認識を持つことがよいのではないだろうか。自然それ自体は完全であり、唯一である。この自然のうちで生じる出来事はすべて自然の中に回帰する。この箇所では、自然のうちで生じる出来事を人間中心的な視点で解釈

するのではなく、それ自体として認識することの重要性を説いているのである。この認識こそが「至高体験」における存在の認知〔B 認知〕であり、ここでは人為的に構成された価値観や目的意識から離脱し、自然それ自体を認識することができるようになるということではないだろうか。この点からマズローの「至高体験」とスピノザの「存在」や「永遠」概念の関連性を検証する必要性が示唆されているようにみえる。

5.3 B〔存在〕とD〔欠乏〕の認識を共存させること

『創造的人間 宗教 価値 至高体験』における最後の当該箇所は、2章9節『B = 分析の一例』の冒頭の一節に存在する。

「女性は誰でも、永遠の相の下にみることができる。象徴、女神、巫女、女ト者とか、また母なる大地、永遠の父に流れ出る乳房、生命の源たる子宮、そしてまた、生命の付与者、生命の創造者としての能力において、永遠の相の下にみられるのである」⁽⁵¹⁾

人間が生殖行為によって新たな生命を誕生させることやそのメカニズムの一部は周知の事実である。しかし、生命が誕生した根本的な原因はいまだわかっていない。この箇所でマズローが女性と「永遠の相の下に」という概念から説明しているのは、生命の誕生という出来事背景にみることができる一種の神聖さやこれを取り巻く必然性を指摘するためであると思われる。このような側面はB〔存在〕の次元と対応する。その反面、女性をはじめとした人間は一種のずる賢さや卑しさを有することもある。マズローはこれをD〔deficiency = 欠乏〕の側面と規定する。そして、事物を認識する際にはBとDの側面の両面から認識する重要性を述べている⁽⁵²⁾。これは「自己実現的人間」の「課題中心的」な特徴に言及する際に「永遠の相の下に」なされる認識の重要性に言及していたものと同義のものと考えることができる。

このように『創造的人間 宗教 価値 至高体験』では、「永遠の相の下に」という表現が複数の箇所で用いられていることが確認できた。マズローは「永遠の相の下に」なされる認識と神聖で象徴的なものの認識とを等置するような表現を用いていたが、ここでスピノザ的な「神」の概念を想定していたかは確認ができなかった。また、「至高体験」において生じる時空間的な混乱やB認知はスピノザによる「実体」や「永遠」の概念との親和性の高さを示唆するものであったものの、今回の調査ではスピノザの影響を明確にすることができなかった。事実、この著作の中でマズローはスピノザの名を一切挙げていない。しかしながら、この著作では「永遠の相の下に」なされる認識の重要性について繰り返し言及されていた点から、スピノザの影響は確かに存在していたといえるだろう。

6. 『自己実現の経営』 [Eupsychian Management]

この著作は主として組織経営に関するテーマで構成されている〔原著 1964 年／邦訳 1967 年〕。その内容が組織経営に拠るためか、著作内にスピノザおよびスピノザの哲学的概念に関する言及は確認ができなかった。

7. 『可能性の心理学』 [The Psychology of Science]

原題は『科学の心理学』とされている〔原著 1966 年／邦訳 1971 年〕。この著作の第 5 章『ひとの予知とコントロール』において「自由は今やスピノザ的自由となる」〔Freedom has now become Spinozistic〕⁽⁶³⁾ という表現が用いられている。この章では科学による予知とコントロールというテーマが扱われている。マズローは人間を予測可能な外的コントロール下に置くことよりも、内的なコントロールに比重を置くことを推奨している。マズローによれば、西洋の文化は動物的な欲求をコントロールすること、抑圧することを重視した歴史が存在しているという⁽⁶⁴⁾。マズローは、人間の衝動を否定し抑圧することが善とする考え方に対して、衝動それ自体を肯定することを説いている。そして、これには自己知が重要となることを指摘している⁽⁶⁵⁾。自己知によって、自らの内に生じた衝動を理解することが可能となり、これをいかに活用するかという認識へと変化する。自らを知ることによって、内的コントロールが可能となり、より自由となる。この状態を指して、マズローは「スピノザ的自由」と表現している。当該箇所は次のような内容である。

「自由は今やスピノザ的自由となる。自分自身の運命をいとおしみ、それを愛する自由である。それは少なくとも部分的には、自分が何であり、誰であるかということ、自分の真実の自己ということ、それに先進没頭すること、などについての発見と理解によって確実に決定された」⁽⁶⁶⁾

では、スピノザは「自由」という概念をどのように捉えていたのだろうか。スピノザは「それ自身の本性の必然性のみから存在し、それ自身のみから活動へと決定されるような事物」を「自由なもの」として位置づけている⁽⁶⁷⁾。そして「限定されたある一定の仕方では存在し働くように他のものから決定される事物」を「必然的なもの」「強いられたもの」⁽⁶⁸⁾として位置づけている。スピノザによれば、唯一無限であり他からの影響を受けることのない神のみが完全に自由である。人間を含めたあらゆる事物は、神を原因に持つ力の変状であるとみなされている。そして、それらはそれ自身で存在することができず、相互に影響を及ぼし合わずにいられない。これをスピノザは「受動」〔passio〕の状態と考えている⁽⁶⁹⁾。

受動状態の中、人間は理性を用いることによって、自らを取り巻く必然性の連鎖を認識しようと試みるのが可能である。そして、必然性の認識をおこなうことは受動の状態から抜

け出すことを意味し、能動的な状態を生み出す。

しかしながら、スピノザは常に理性を用いることは人間の本性には存在しておらず、自身に生じた感情や他者の意見に振り回されるものと考えている。この点から感情や意見に振り回される人間を「奴隷」と呼び、自らがもっとも欲するものことをなす人間を「自由な人」として区別している⁽⁶⁰⁾。このようにスピノザの思想においては、人間は完全に自由であることができず、常に他に影響を与え、そして受けるものとして位置づけられているのである。

先の引用箇所でもマズローが指摘しているのは自己知を深めることによって、自らを取り巻く必然性を認識することが可能となり、それを能動的に扱うことが可能となるということである。人間は自らの身体に為しうること以上のことはできない。そして自らを構成する要素について、他者との比較することで喜怒哀楽の感情を生み出す。この箇所で「スピノザの自由」として表現されているのは、自らを取り巻く状況に嘆くのではなく、これを肯定し、自らに与えられた条件の中で為しうることを積極的に為すことである。このような姿勢は、自由意志と決定論や自由とコントロールといった対概念の境界を融合し、これを統合し、超越させるのである⁽⁶¹⁾。

このように『可能性の心理学』においては、「スピノザ」と「自由」、そして「愛」という用語が扱われていることが確認できた。そして、これらの用語は最晩年のマズローの著作において頻出するようになるのである。

8.1 『人間性の最高価値』 [The Farther Reaches of Human Nature]

この著作はマズローの死後に編集された論文集である〔原著 1971 年／邦訳 1973 年〕。今回調査対象とした著作のうち、マズローがスピノザもしくは彼の概念について最も言及していたものであり、その数は 11 箇所であった。その内訳はヘンリー・ガイガーによって書かれた序文で引用されたマズローから友人宛に送られた手紙の中に 1 箇所、第 3 章『自己実現とその彼岸』1 箇所、第 8 章『事実と価値の統一』1 箇所、第 21 章『超越のさまざまな意味』4 箇所、第 22 章『Z 理論』2 箇所、第 23 章『高次動機の理論 - 価値生活の生物学的基礎 -』2 箇所である。以下、当該箇所を確認していく。

はじめに、序文における手紙の一節では、マズローの精神世界の中での対話者として名詞「スピノザ」が挙げられている。

「私はあまりにも、自分だけの観念的な世界に引きこもって、プラトンやソクラテスといろいろ対話したり、スピノザやベルグソンを納得させようとしたり、ロックやホブズにのぼせ上ったりして、他人の目には、私がまるで自分だけの世界に生きているように思われている」⁽⁶²⁾

次に、第3章『自己実現とその彼岸』の中でスピノザの名と彼の概念が挙げられているのは、マズローが「非聖化」と称した人間の防衛機能に関する説明がなされている箇所である。非聖化とは、自然に存在する事物を人間中心に通俗化し、象徴的な価値を見出すことができなくなることである。これに対して、マズローは事物を「永遠の相の下に」認識することを「再聖化」⁽⁶³⁾と位置付けている。そして、マズローは自己実現とは再聖化を教えられ、学ぶことと同義だとも述べている⁽⁶⁴⁾。

「再聖化というのは、もう一度再び、スピノザがいつているように、「永遠の相の下に」人間をみること、または中世キリスト教的統一認知のうちに、人間を見ようとするものである。すなわち、神聖で、象徴的なものをみることができるようになることを意味する」⁽⁶⁵⁾

ここで用いられた「永遠の相の下に」という表現の意味や文脈は『超越的経験の組織化の危険』でマズローが指摘していたことと類似しており、これと同義のものと考えることができる。この箇所でも「永遠の相の下に」なされる認識と神聖なものの認識を等置しているようにみえる。つぎに、第8章『事実と価値の統一』では「スピノザ」と「自由」というテーマが出現する。

「スピノザの真の自由は、必然的な現実性を受け入れ、これを愛することにあるという原理に立って、患者がともすればかき消されようとする自己の内面の声、彼自身の本性から発した弱い命令に聴耳を立てるのを助ける」⁽⁶⁶⁾

この箇所では『可能性の心理学』第5章『ひとの予知とコントロール』と同様に「スピノザ」と「自由」、そして「愛」という用語が結びつけられている。そして、自らの本性に耳を傾けるという点は自己知と対応するものと考えられる。『ひとの予知とコントロール』との相違点として、そこでは自らの「運命」を愛するという表現が用いられていた点が「必然的な現実性」を愛するという表現で語られている点である。

なお、スピノザ哲学における「愛」とは「外部原因の観念を伴った喜び」⁽⁶⁷⁾の感情である。スピノザによれば事物を永遠の相の下に認識することは、自然に内在する原因である神の本質や必然性を認識することであるという⁽⁶⁸⁾。そして、「永遠」を認識することは必然的に神の観念を伴うことから、人間の精神にとって最高の満足と喜びを生み出す⁽⁶⁹⁾。スピノザは人間の精神が「永遠」を認識する際に生まれる神への愛を「神への知的愛」〔Amor Dei intellectualis〕⁽⁷⁰⁾と名付けた。そして、この愛は永遠である神の観念を伴うものであることから、「永遠」なものと位置付けられている⁽⁷¹⁾。このように、スピノザは「神への知的愛」を人間

の精神が至りうる最高の満足を生み出すものであり、これを至福と位置付けている⁽⁷²⁾。この点について、マズローが述べている「愛」という表現がスピノザによる「神への知的愛」を意識してなされたものかを判断することができなかった。しかしながら、「自己実現的人間」が「存在」の次元を認識し、「自由」とその対概念を統合する状態にあることを考えると、これらの関連性を検証する意義は存在するであろう。

8.2 「超越」概念とスピノザ的な認識について

第21章『超越のさまざまな意味』では超越という概念の多義的側面を35項目列挙し、説明している。この中でスピノザおよび彼の概念が出現するのは計4か所である。そのうちの2か所は3項目目の中に出現しており、いずれも時間や空間の超越について言及されている。

「ある瞬間、ある特定の場所にいるうんざりしていらした人間になるより、永遠の相のもとに生きる一つのシンボルになりたいと突然考えた」⁽⁷³⁾

「このような時間の超越は、別の意味でも真理である。つまり、私は、スピノザ、アブラハム・リンカーン、ジェファーソン、ウィリアム・ジェイムズ、ホワイトヘッドらと、個人的に、まだ生きているように、親しくつきあえるのである」⁽⁷⁴⁾

この2か所は先述した時間的・空間的超越とほぼ同義のものと考えることができる。次の箇所は6項目目において出現する。

「われわれが外界の仕事、原因、他人や現実界に対する義務や責任といった要求的性格のものに反応する場合、自我、自己、利己主義、自己中心主義などを超越すること。人が義務を果たしている時に、これを永遠の相としてみることができるばかりではなく、自我なり、自己の低次欲求の超越を表すことができるのである。もちろん、最終的には事実上、高次動機の一つの形であり、行為を「求めるもの」との一体化なのである」⁽⁷⁵⁾

この箇所では自我や自己の超越が言及されている。自らの外部に存在する行為を「求めるもの」と自分自身の一体化という点について、マズローは「自然との調和」⁽⁷⁶⁾という言葉为例に挙げ、個人の中で内的要因と外的要因とが共存することを指摘している。義務の遂行とは自らが「しなければならないこと」を認識することによって為されるものである。ここで用いられた「永遠の相の下に」という表現は「しなければならないこと」を必然性の観点から認識することを指しているものと推察される。最後の箇所は、21項目の自己意思の超越に

ついて言及されている箇所である。

「自己の意志の超越。(これは「自己ではなく、神の御心のままに)」という精神にもとづく。)甘んじて、自己の運命にしたがい、融和し、スピノザ的な考え方、あるいは道教的な考え方でそれを愛する。自己の運命をいつくしみ、愛する。これは、自分自身の個人的意志、責任でもって、支配し、統制しようとするなどを超えることである」⁽⁷⁷⁾

この箇所は『ひとの予知とコントロール』で言及された「スピノザ」と「自由」というテーマと共通している。これまでマズローが「スピノザ」と「自由」と「愛」について説明してきたことが再提示されている。スピノザ哲学における人間は自由な存在ではない。自らを取り巻く様々な原因の連鎖によって、常に外部からの影響を受けるためである⁽⁷⁸⁾。そして、人間が自由意思として認識しているものは、すでに多様な要因によって影響された結果として生まれたものである⁽⁷⁹⁾。人間は自らの意思の原因やこの背景に存在する必然性をすべて把握することが困難であることから、このような錯覚を生み出すのである⁽⁸⁰⁾。ここでマズローが自己意思の超越を「神の御心」と表現しているのは、スピノザによる「内在原因」としての「神」と自由意志の否定を意識したものであると考えられる。

8.3 超越的な「自己実現的人間」にみられる「存在」の認識

つぎに、第22章『Z理論』の2箇所を確認する。この論文では超越経験の有無によって、「自己実現的人間」を「超越的な自己実現者」〔超越者〕と「単に健康な」自己実現者とに区別している⁽⁸¹⁾。その上で、マズローは「超越的な自己実現者」の特徴を24項目抽出している。この2項目においてスピノザの名と「永遠の相の下に」という表現が出現する。当該箇所は次のようなものである。

「彼ら（超越者たち）は、容易に、また正常かつ自然な調子で、無意識的に、存在の言語（B言語、永遠の相のもとにおける、詩人や神秘家、先覚者、深い信仰をもった人びと、プラトンのアイデアや、スピノザの次元で生きている人びとの言語を話す。したがって、彼らは、たとえ話や比喩的表現、逆説、音楽、美術、非言語的なコミュニケーションなどを、よりよくするはずである。（これは確認の容易な命題である。）」⁽⁸²⁾

そして、次の当該箇所は3項目において確認できた。

「彼らの認知は統合的で神聖である。（つまり世俗的なものの中に神聖さを認める。）あるいは彼

らは、実際的で日常的な D 次元において眺めながら、同時に神聖さを認めるのである。彼らはすべてのものを思いのままに神聖化することができる。つまり、すべてのものを永遠の相の下に認知することができるのである。」⁽⁸³⁾

この箇所は、マズローが『超越的経験の組織化の危険』で言及していた神聖さに関する言及や『自己実現の彼岸』において「非聖化」と「再聖化」が対置されていた箇所に対応するものと考えられる。マズローによれば、超越的な自己実現者は存在の領域〔B 領域〕を容易に認識することができる⁽⁸⁴⁾。これは、超越者が現実的で世俗的な価値や常識などに対応する D 領域と、神聖さや本質的価値を含んだ B 領域の双方を意識することができるということを示している。

8.4 自由意志と決定論のスピノザ的超越

最後に、第 23 章『高次動機の理論 - 価値生活の生物学的基礎 -』の 2 箇所を確認する。この論文の冒頭で、「自己実現的人間」が「高次動機」によって活動し、仕事において自ら「したいこと」〔内的要請〕と「しなければならないこと」〔外的要請〕の一致がみられることが指摘されている⁽⁸⁵⁾。このような一致状態にある人間は運命〔天職〕に強く引き寄せられるような感覚をもち、これを積極的に受容する姿勢がみられるという⁽⁸⁶⁾。この姿勢について、マズローは次のように表現している。

「スピノザ的、あるいは道教的な選択、決定、目的または意思という言葉を用いることにより、これをよく表すことができよう」⁽⁸⁷⁾

「自己実現的人間」の中では仕事と遊びという 2 分法は融合し、超越される⁽⁸⁸⁾。さらに仕事と自己の同一視が生じ、仕事と自己の 2 分法をも超越する⁽⁸⁹⁾。マズローが「高次動機」と称する次元では、「自己実現的人間」自身と彼らが求めている対象との一種の融合状態が生じるのである。さらにマズローは次のように続ける。

「これはまた、自由意志と決定論という二分法の、一種のスピノザ的超越とも名づけることができる。高次欲求の段階では、人は、自由に、幸福に、そして心の底から自己の決定要素を受け入れる。人は、自己の運命を、不承不承、「自己相反的に」選ぶのではなく、愛情と熱意をもって、選択し、意志する。そして、洞察が偉大であればあるほど、自由意志と決定論とのこの融合は、「自己同調的」になるのである」⁽⁹⁰⁾

この箇所においても「スピノザ」「自由」「運命」「愛」という表現がみられる。これらの表現が用いられていた箇所との相違点は「幸福」「自己の決定要素」という表現がみられることである。ここでいう「幸福」が「神の知的愛」を指すものであるかは不明瞭である。しかしながら、「自己の決定要素」という点を「必然性」に置き換えてみると、これまで本論で検証してきたスピノザ的な「神」と「必然性」の関係をみることができるのではないだろうか。神の本質である「永遠」の観点から自己とそれを取り巻く必然性〔決定要素〕を認識することは、ある種の「運命」として認識することが可能である。自らを取り巻く「必然性」を理解し、「愛」し、自らの為せることを積極的に為すという意味で「自由」へ近づくことができる。マズローは、このような「自由」と「必然性」の融合状態を「スピノザ的超越」と称したのである。この「スピノザ的超越」という概念は、自己実現者にみられる2分法の超越状態を象徴する概念であり、マズローの「自己実現」の状態を適切に表現する概念といえるのではないだろうか。そして、この「スピノザ的超越」状態は、スピノザが述べていた「至福」に近づくための重要な要素として位置づけることは不可能ではないと思われる。

以上、『人間性の最高価値』においては「スピノザ」と「自由」、そして「超越」というテーマが前景化していることが確認できた。また、「永遠の相の下に」という表現が用いられた箇所についても、これまでマズローの著作内で用いられていたものと同様の文脈で語られていた。他の著作との相違点を指摘するのであれば、マズローが「自己実現的人間」にみられる自由意志と決定論の超越状態に「スピノザ的超越」という概念を用いた点であろう。この概念は、マズローが発見した「自己実現的人間」にみられる2分法の超越という特徴を適切に指し示す言葉である。そして、マズロー心理学におけるスピノザのプレゼンスを象徴する言葉として位置づけられるものでもある。「自己実現的人間」は利己と利他、聖と俗、自由意志と決定論、仕事と自己といった2分法を超越する。「スピノザ的超越」という概念は、あらゆる対概念を統合し、事物それ自体を認識し、これを愛することができる彼らの特徴を的確に表現した概念として位置づけることが可能なのではないだろうか。

9. マズロー心理学におけるスピノザのプレゼンス

本論では、マズローの著作内で用いられた「スピノザ」の名やスピノザの哲学的概念に言及された箇所を精査した。この結果、マズローの著作におけるスピノザのプレゼンスは大きく3つのカテゴリーに分類可能であることが分かった。1つ目は「自己実現的人間としてのスピノザ」、2つ目は「永遠の相の下に認識すること」、3つ目は「自由と必然性のスピノザ的超越」である。以下、各カテゴリーの要点と今後の研究課題を提示する。

マズロー心理学における「自己実現的人間としてのスピノザ」は、「自己実現的人間」の研究対象であり、「自己実現的人間」の特徴を構成する要素を体現する存在として「スピノザ」

を位置付けるものであった。「自己実現的人間」は、社会性と個性を高い次元で共存させる存在であった。このような姿勢には、事物を「永遠の相の下に」認識することが寄与していた。しかしながら、マズローの著作にはスピノザおよびスピノザの哲学的概念を抽出した根拠が一切提示されていなかった。マズローの「自己実現」および「自己実現的人間」の概念をより深く理解するためにも、「自己実現的人間としてのスピノザ」、をより具体的に描写することが必要となるだろう。具体的には、マズローが「自己実現的人間」であった可能性が高い人物としてスピノザを位置づけたことへの反証である。

つぎに、マズローが「永遠の相の下に」という表現を用いていたのはB 認知や事物を「永遠」の観点から認識することに言及する箇所であった。繰り返しになるが、スピノザによれば「永遠の相の下に」認識することとは神を原因とした「永遠」および必然性の観点から現実に存在する事物を認識することである。自然が存在することは自明のように認識されがちであるが、自然が存在すること、それ自体の原因を人間は認識できているだろうか。現代においては、自然に存在する事物を抽象概念や普遍概念から認識することは容易である。しかしながら、これらの概念は抽象化されたものであり、それぞれの事物の本質や本性を捕捉することを阻害する側面も有している。スピノザが警鐘を鳴らすように「人間」中心に自然を認識することは、他の事物との共存関係を埋没させるリスクを持ち合わせている。気候変動や紛争が顕在化する現代においてこそ、事物をDの側面から認識するだけでなく、Bの側面から認識すること、すなわち「永遠の相の下に」認識することが必要であるのかもしれない。

最後に、マズローがいう「スピノザの超越」とは「自己実現的人間」が自らの置かれた必然的な状況を積極的に受容しながら、その中で為しうることを自由に為すことであった。このような状態は自由意志と決定論という対概念を超越することであり、マズローはこれを「スピノザ的超越」と表現していた。ここで言及されている「自己実現的人間」の「自由」というテーマに関して、さらなる検証が必要な点が存在している。それはスピノザによる「自由な人」概念と「自己実現的人間」の特徴との相似点を検証することである。今回の調査ではマズローがスピノザの名とともに「自由」の概念に言及していることが確認できた。しかしながら、マズローが「スピノザ的な自由」と称した状態とスピノザの「自由」概念との異同に関しては説明がなされていない。また、スピノザは「自由な人間」の生活様式や思考的特徴などにも言及している点から、「自己実現的人間」が有する特徴との比較検討が必要であろう。

以上、本論ではマズローの著作にみられるスピノザおよびスピノザの哲学的概念への言及を「マズロー心理学におけるスピノザのプレゼンス」と名付け、これを検証した。その結果、「自己実現的人間としてのスピノザ」、「永遠の相の下に認識すること」、「自由と必然性のスピノザ的超越」というカテゴリーに集約することができた。今回の調査によって、マズローとスピノザの間には思想的な共鳴が存在していることが確認できたものの、同時に各テーマに

関して、より精緻な研究が必要となることも示された。

晩年のマズローは「超越」という概念との親和性を強めていくが、これに対してスピノザの哲学は「内在の哲学」〔the philosophy of immanence〕⁽⁹¹⁾とも称される特徴をもっている。マズローとスピノザの思想のあいだには「超越」と「内在」という対概念が存在しているものの、今回の研究によって一定の思想的な共通点を見出すこともできた。今後の研究によって、この2人の思想的な異同をより鮮明に浮かび上がらせることが可能になるものと考えている。

参考・引用文献

- 上野修、米虫正巳、近藤和敬 編：主体の論理・概念の倫理：二〇世紀フランスのエピステモロジーとスピノザ主義、以文社、2017
- 大芦 治：心理学史、ナカニシヤ出版、2016
- 河村厚：スピノザとフロイト「不信仰の同志」の政治思想、関西大学出版部、2022
- スピノザ著 吉田量彦訳：『神学・政治論（下）』、光文社、2014
- スピノザ著 上野修訳 上野修 鈴木泉編：『スピノザ全集Ⅲ エチカ』、岩波書店、2022
- ドゥルーズ、G. 著 守中高明・谷昌親・鈴木雅大訳『批評と臨床』、河出書房新社、2002
- マズロー、A.H. 著 早坂泰次郎 訳：可能性の心理学、川島書店、1971
- マズロー、A.H. 著 佐藤三郎 佐藤全弘 訳：創造的人間 宗教 価値 至高体験、誠信書房 1972
- マズロー、A.H. 著 上田吉一訳：人間性の最高価値、誠信書房、1973
- マズロー、A.H. 著 小口忠彦訳：人間性の心理学 改定新版、産業能率大学出版部、1987
- マズロー、A.H. 著 上田吉一訳：完全なる人間 魂のめざすもの 第2版、誠信書房、1998
- 門林 岳史：G・Th・フェヒナーの精神物理学-哲学と心理学の間、精神と物質の間、現代思想 28 (5)、2000 pp.142-166
- Maslow, A. H. : Motivation and Personality, Harper & Row, 1970.
- Maslow, A. H. : Religions, values, and peak-experiences, Viking Press, 1974.
- Maslow, A.H.: The Farther Reaches of Human Nature, Viking Press, 1971.
- Maslow, A. H. : The psychology of science : a reconnaissance, Harper & Row, 1966.
- Spinoza Opera : im Auftrag der Heidelberger Akademie der Wissenschaften herausgegeben von Carl Gebhardt, 4Bde., Carl Winters Universitätsverlag, 1925/1972.
- Yobel, Y. : Spinoza and other heretics, Princeton University Press, 1989. [邦訳 スピノザ 異端の系譜 イルミヤフ・ヨベル著、小岸昭 E. ヨリッセン 細見和之訳、人文書院、1998]

⁽⁹¹⁾ 大芦 治 著『心理学史』ナカニシヤ出版 2016 年 pp.1

- (2) 同著 pp.237
- (3) マズロー 著 上田吉一 訳『完全なる人間 魂のめざすもの 第2版』誠信書房 1998年 pp. ii
- (4) 大芦 治 著『心理学史』2016年 ナカニシヤ出版 pp.35
- (5) 河村 厚 著『スピノザとフロイトー「不信仰の同志」の政治思想』関西大学出版部 2022年 pp.24-25
- (6) ジル・ドゥルーズ 著 守中 高明・谷 昌親・鈴木 雅大 訳『批評と臨床』河出書房新社 2002年 pp.276
- (7) 河村 厚 著『スピノザとフロイトー「不信仰の同志」の政治思想』関西大学出版部 2022年 pp.263-310。この著作の中で、河村〔2022〕はフロイトのリビドー概念とスピノザのコナトゥス概念を比較、検証している
- (8) 代表的な文献検索サービスを用いて検索を行ったが、表題にマズローとスピノザの名が記された研究発表は確認ができなかった。〔2025年9月12日検索〕。
- (9) マズロー, A.H. 著 小口忠彦 訳『人間性の心理学』改定新版、産業能率大学出版部 1987年 pp.226
- (10) 同著 pp.239「永遠の相の下に」という概念はスピノザの『エチカ』に類出する概念である。マズローの原著を確認するとラテン語で「sub specie aeternitatis」と表記されている場合とこれの英訳「under the aspect of eternity」という表現が用いられている場合がある。なお、邦訳版の『人間性の心理学』では「永遠の広がりのもとに」という訳を採択している。しかしながら、スピノザ哲学の邦訳書では同語を「永遠の相の下に」と訳出することが多いことから、本論の本文中でこの概念について言及する際には「永遠の相の下に」という表現で統一することとした。
- (11) このテーマに関する表題を付された文献は国内には確認ができなかった。海外で発表された文献については、筆者のリサーチ不足の可能性も否めないことから、すでにそのような文献が存在している場合はご指摘いただきたい。
- (12) 本調査の対象としたのは『人間性の心理学』〔初版、改訂版〕『完全なる人間 魂のすもの』〔初版、第2版〕『創造的人間 宗教 価値 至高体験』『可能性の心理学』『自己実現の経営』『人間性の最高価値』である。基本的には邦訳書を用い、必要に応じて原著の該当箇所を確認した。また、マズローとミッテルマン〔A.H. Maslow & Béla Mittelmann〕による共著『Principles of abnormal psychology : the dynamics of psychic illness』は入手できなかったことから、今回の調査では対象としなかった。また、同様の理由からマズローを題材とした映画や死後出版されたマズローの日記についても調査対象にできていない。これらの著作物も含めた調査が実施できれば、マズローとスピノザの思想的関連をより質の高い次元で検証可能となるものと考えている。

- ⁽¹³⁾ 本論の表題にもある「スピノザのプレゼンス」という表現は、上野 修 氏〔2017〕によって発表された論文『ラカンにおけるスピノザのプレゼンス』の表題から借用したものである。
- ⁽¹⁴⁾ 『Motivation & Personality』〔初版 1954 年〔邦訳 1971 年〕、改訂新版〔原著は第 2 版〕1970 年〔邦訳 1987 年〕〕には初版と改定新版〔第 2 版〕が存在している。今回の調査では、基本方針として邦訳書を用いていることから、参照指示については改訂新版のページ数を記載することとする。なお、本書の初版と改訂版の内容に異なる点が多数存在している。たとえば、自己実現していた人間として調査対象に選択された歴史上の人物が異なっている点などである。スピノザについては初版と改訂版の両方で同じ位置づけがなされており、初版と改定新版での相違はない。本論では、晩年のマズローが改定を施した改定新版〔第 2 版〕を用いることとした。なお、マズローは同論文の中で調査対象者の抽出理由として自己実現の定義に当てはまることなどを挙げているが、個々の対象者がもつ特徴やその根拠について論文の中で明示していない。
- ⁽¹⁵⁾ 同著 pp.228-264。なお、マズローが抽出した「自己実現的人間」の特徴の原語は Maslow, A. H., Motivation and Personality, Harper & Row, 1970, pp.203-228 より引用した。
- ⁽¹⁶⁾ 『人間性の心理学』〔改定新版〕 pp.270
- ⁽¹⁷⁾ 同著 pp.239
- ⁽¹⁸⁾ 同著 pp.239
- ⁽¹⁹⁾ スピノザ 著 上野修 訳 上野修 鈴木泉 編 スピノザ全集Ⅲ『エチカ』岩波書店 2022 pp.292
第 5 部定理 29 備考
- ⁽²⁰⁾ 同著 pp.31 第 1 部定義 1、定理 18
- ⁽²¹⁾ 同著 pp.47 第 1 部付録
- ⁽²²⁾ 同著 pp.17 第 1 部定理 11
- ⁽²³⁾ 同著 pp.13 第 1 部定理 7
- ⁽²⁴⁾ 同著 pp.42 第 1 部定理 29、33
- ⁽²⁵⁾ 同著 pp.194 第 4 部序言
- ⁽²⁶⁾ 同著 pp.10 第 1 部定義 8
- ⁽²⁷⁾ 『人間性の心理学』〔改定新版〕 pp.414。Maslow, A. H., Motivation and Personality, Harper & Row, 1970, pp.269
- ⁽²⁸⁾ 同著 pp.414-415
- ⁽²⁹⁾ 同著 pp.415
- ⁽³⁰⁾ 同著 pp.415
- ⁽³¹⁾ 『エチカ』 pp.126-127 第 3 部定理 6、7

- ⁽³²⁾ 同著 pp.193-196 第4部序言
- ⁽³³⁾ 同著 pp.127 第3部定理7
- ⁽³⁴⁾ 同著 pp.128 第3部定理9備考
- ⁽³⁵⁾ 同著 pp.197 第4部序言
- ⁽³⁶⁾ 『人間性の心理学』〔改定新版〕 pp.270-272
- ⁽³⁷⁾ マスロー, A.H. 著 上田吉一 訳『完全なる人間 魂のめざすもの 第2版』誠信書房 1998 pp.92
- ⁽³⁸⁾ マスロー, A.H. 著 佐藤三郎 佐藤全弘 訳『創造的人間 宗教 価値 至高体験』、誠信書房 1972 pp.41
- ⁽³⁹⁾ 原語は Maslow, A. H., Religions, values, and peak-experiences Viking Press,1974, pp.32 より引用した。
- ⁽⁴⁰⁾ ラテン語については、Carl Gebhardt による *Spinoza Opera*, im Auftrag der Heidelberger Akademie der Wissenschaften herausgegeben von Carl Gebhardt,4Bde., Carl Winters Universitätsverlag,1972,Bd III , pp.158 より引用した。
- ⁽⁴¹⁾ 『エチカ』 pp.292 第5部定理32証明
- ⁽⁴²⁾ 『エチカ』 pp.183 第3部感情の定義 27
- ⁽⁴³⁾ スピノザ 著 吉田量彦 訳『神学・政治論 (下)』光文社 2014 pp.65
- ⁽⁴⁴⁾ 同著 pp.84
- ⁽⁴⁵⁾ 同著 pp.81-82
- ⁽⁴⁶⁾ 同著 pp.82
- ⁽⁴⁷⁾ 同著 pp.82。なお、原語は Maslow, A. H., Religions, values, and peak-experiences Viking Press,1974, pp.61 より引用した。
- ⁽⁴⁸⁾ 『エチカ』 pp.50 第1部付録
- ⁽⁴⁹⁾ 同著 pp.49 第1部付録
- ⁽⁵⁰⁾ 同著 pp.50 第1部付録
- ⁽⁵¹⁾ 『創造的人間 宗教 価値 至高体験』 pp.136 Maslow, A. H., Religions, values, and peak-experiences Viking Press, 1974, pp.103。邦訳書で「女ト者」という表現が用いられている箇所該当部分について、原著を確認したところ sibyl であった。女性預言者などの意味を持っている語である。
- ⁽⁵²⁾ 同著 pp.138
- ⁽⁵³⁾ マスロー, A.H. 早坂泰次郎 訳『可能性の心理学』川島書店 1971 pp.76
Maslow, A. H., The psychology of science : a reconnaissance, Harper & Row, 1966, pp.43
- ⁽⁵⁴⁾ 同著 pp.73

- (55) 同著 pp.74
- (56) 同著 pp.76
- (57) 『エチカ』 pp.10 第1部定義7
- (58) 同著 pp.10 第1部定義7
- (59) 同著 pp.199 第3部定理1
- (60) 同著 pp.253 第4部定理66 備考
- (61) 『可能性の心理学』 pp.76-77
- (62) マスロー, A.H. 上田吉一訳『人間性の最高価値』誠信書房 1973 pp. x
- (63) 同著 pp.62-63 なお、再聖化とはマズローの造語である。
- (64) 同著 pp.62
- (65) 同著 pp.62-63
- (66) 同著 pp.146
- (67) 『エチカ』 pp.178 第3部 諸感情の定義6
- (68) 同著 pp.292 第5部定理30
- (69) 同著 pp.294 第5部定理32 証明
- (70) 同著 pp.294 第5部定理32系 ラテン語については、Carl Gebhardt による Spinoza opera, im Auftrag der Heidelberger Akademie der Wissenschaften herausgegeben von Carl Gebhardt, 4Bde., Carl Winters Universitätsverlag, 1972, Bd II pp.256 より引用した。
- (71) 同著 pp.294 第5部定理33
- (72) 同著 pp.295-296 第5部定理36、備考
- (73) 『人間性の最高価値』 pp.317
- (74) 同著 pp.318
- (75) 同著 pp.319
- (76) 同著 pp.319
- (77) 同著 pp.323
- (78) 『エチカ』 pp.106 第2部定理48
- (79) 同著 pp.41 第1部定理32
- (80) 同著 pp.43 第1部定理33 備考1
- (81) 『人間性の最高価値』 pp.336
- (82) 同著 pp.337
- (83) 同著 pp.337
- (84) 同著 pp.344
- (85) 同著 pp.351-55

『マズロー心理学におけるスピノザのプレゼンス』

⁽⁸⁶⁾ 同著 pp.356

⁽⁸⁷⁾ 同著 pp.356

⁽⁸⁸⁾ 同著 pp.357

⁽⁸⁹⁾ 同著 pp.360

⁽⁹⁰⁾ 同著 pp.399

⁽⁹¹⁾ Yobel, Y., Spinoza and other heretics, Princeton University Press, 1989, pp. ix

『スピノザ 異端の系譜』ヨベル 著 小岸昭 E. ヨリッセン 細見和之 訳、人文書院、1998、
pp. I

執筆者紹介（掲載順）

2026年2月現在

臼倉 真純

学校法人産業能率大学大学院 兼任教員

永山 祐輔

学校法人産業能率大学 自由が丘産能短期大学 能率科 講師

ご協力いただいた査読者の方々にお礼申し上げます。

産業能率大学 紀要

第46巻第2号（通巻89号）

2026年2月28日 発行

編集 産業能率大学紀要審査委員会

発行 産業能率大学

〒158-8630 東京都世田谷区等々力6-39-15

経営学部 経営学科

マーケティング学科

〒259-1197 神奈川県伊勢原市上粕屋1573

情報マネジメント学部

現代マネジメント学科

発行事務局 産業能率大学 自由が丘キャンパス図書館

〒158-8630 東京都世田谷区等々力6-39-15

T E L 03 (3704) 7653

印刷 株式会社ビー・アンド・アイ

〒222-0001 神奈川県横浜市港北区樽町4-14-25

T E L 045 (834) 9277

SANNO University Bulletin

School of Information-Oriented Management
School of Management

Vol. 46 No.2 February 2026

Articles

A Consideration of the Tax Treatment of Greenhouse Gas Emissions Trading:
Focusing on Commodities Held for Trading Purposes

Masumi Usukura.....1

Articles

"Spinoza's Presence in Maslow's Psychology:
The Immanence of Necessity and Freedom: Spinoza's Philosophical Legacy in Maslow's Psychology of
Transcendence"

Yusuke Nagayama.....19